





今別町

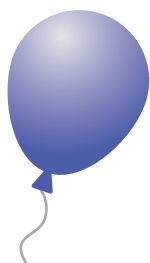
次世代育成支援対策後期行動計画



平成22~26年度



平成22年3月
青森県 今別町



はじめに



子どもたちが、心豊かで明るく健やかに成長していくことは、私たちの共通の願いであります。しかしながら、近年、少子化の進行、家族形態の多様化や地域でのつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子育ての孤立化や育児不安など様々な問題が生じています。

このため、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備することが、社会全体の大きな課題となっております。

このような中、国は平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地域における子育て支援の充実や、企業における仕事と子育ての両立支援等を進め、自治体及び企業に行動計画の策定を義務付けました。

それに伴い、本町においても、子どもたちと子育て家庭を支援するための「次世代育成支援対策行動計画【前期】」を策定し、様々な分野にわたる施策を総合的に推進し、一定の成果を上げてきました。前期計画から5年、計画の見直し時期を迎え、前期計画の中間評価を行って課題を整理し、目標達成に向けた施策の見直しを行い、平成 22 年度から始まる後期計画を策定しました。

この後期計画は、家庭や地域の「育児力」を高めるとともに、子どもたちが健康で豊かな心をもつ人間として成長し、子どもたちが自ら「生きる力」を身に付け、また、子育てに伴う喜びが実感できるよう、安心して生み育てることができる環境づくりを目指しております。

今後とも、本計画に基づき、企業・町民・ボランティア・地域団体など様々な担い手の方々と協働して、今別町で子どもを生み育ててよかったと思えるまちづくりに全力で取り組む所存であります。何卒、町民の皆様方には一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様、今別町次世代育成支援対策協議会の委員の皆様、そしてご協力いただきましたすべての方々に厚くお礼申し上げます。

平成 22 年 3 月

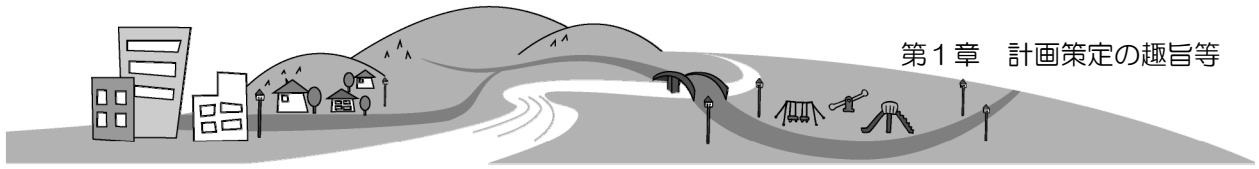
今別町長 小 鹿 正 義

目次

第1章 計画策定の趣旨等	3
1 計画策定の背景と目的	3
2 計画の期間	4
3 計画の位置づけ	4
4 計画の見直し体制	5
5 住民参加と情報公開	5
6 子どもの権利条約の実現に向けた取り組み	6
第2章 子育てと若者を取り巻く環境	9
1 子どもや子どものいる家庭の状況	9
2 調査結果のまとめ	12
3 今別町の概要	21
第3章 前期計画施策の中間評価	25
1 施策中間評価	25
2 基本目標別の中間評価	25
3 中間評価のまとめ	29
第4章 計画の基本理念等	33
1 計画の基本理念と基本的な視点	33
2 施策の基本的な柱	35
3 施策の体系	36

第5章 施策の目標と展開	39
1 地域における子育ての支援	39
2 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進	46
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	50
4 子育てを支援する生活環境の整備	57
5 職業生活と家庭生活との両立の推進等	61
6 子ども等の安全確保	64
7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	67
8 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり	72
 第6章 保育等事業量の目標設定	 75
1 家庭類型児童数の推計	75
2 定期的な保育等の目標事業量設定	76
3 地域における子育て支援事業の目標事業量設定	80
 第7章 計画の推進に向けて	 83
1 家庭・地域・行政との協働による推進	83
2 行動計画における子育て支援施策の周知方法	84
3 計画の進捗状況の把握	84
 資 料 編	 87
1 「今別町次世代育成支援対策後期行動計画」の策定について(報 告)	87
2 策定経過	88
3 今別町次世代育成支援対策協議会設置要綱	89
4 今別町次世代育成支援対策協議会委員名簿	90

第 1 章 計画策定の趣旨等



第1章 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景と目的

国は次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」（以下「法」という。）を制定し、この法のなかで自治体および事業主に対し行動計画の策定を義務づけることで、次世代育成支援対策の推進を図りました。

しかしながら、我が国の総人口は平成17年に初めて減少に転じ、出生数は106万人、特殊出生率は1.26と、ともに過去最低を記録するなど、少子化が予想以上に進行しました。また、平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位推計）」によると、2055年の合計特殊出生率は1.26と推計されました。

以上のような動向を踏まえ、国は「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議を開催し、結婚・出産・子育てに関する国民の希望を具現化するには何が必要であるかに焦点を当てた検討を重ね、平成19年12月には「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（以下「重点戦略」という。）を取りまとめました。

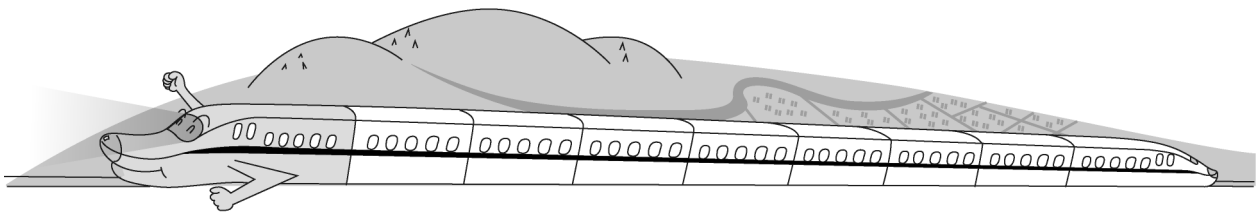
この重点戦略をみると、就労と出産・子育ての二者択一構造を解消するため「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフバランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」の2点を「車の両輪」のように進めていく必要性があげられています。

また、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に向けて①具体的な制度設計の検討、②先行して実施すべき課題という2つの課題が示され、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための「児童福祉法の一部を改正する法律」が平成21年11月に可決され、同年12月に交付されました。

今別町では、国の動きに合わせて平成17年2月に「今別町次世代育成支援対策行動計画」（以後、「前期計画」という）を策定し、計画に基づく少子化対策のための関連施策を推進してきましたが、その効果はみられるものの、想定した目標までには至っていません。

そこで、前期計画の見直しを図るために平成21年度にアンケート調査の実施および調査結果の分析、前期計画の施策等の中間評価を行い、少子化の進行抑制に向けた後期計画を策定しました。

次世代育成支援対策行動計画は児童福祉、母子保健、商工労働、教育、住宅等の各分野にまたがるため、後期計画の策定にあたっては関係部署が横断的に取り組むとともに、町民をはじめとする地域の支援団体・NPO、企業や労働者代表など、多くの人の協力が得られる体制を図りました。

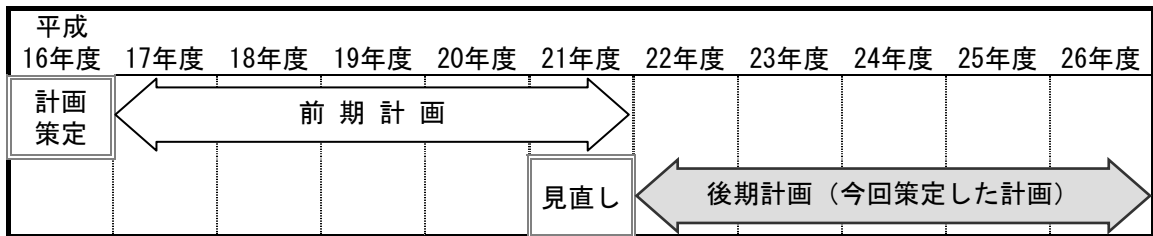


2 計画の期間

行動計画は5年ごとに、5年を一期として策定するものとされていることから、前期計画期間は平成17年度から平成21年度までとしました。後期計画は前期計画を引き継ぐため、平成21年度中に前期計画に係る必要な見直しを行い、平成22年度から平成26年度までを後期計画期間として策定しました。

また、国の「次世代育成支援対策」計画に基づき諸施設や社会情勢の変化などを勘案し、必要に応じて随時見直しを行います。

図1.1 計画期間

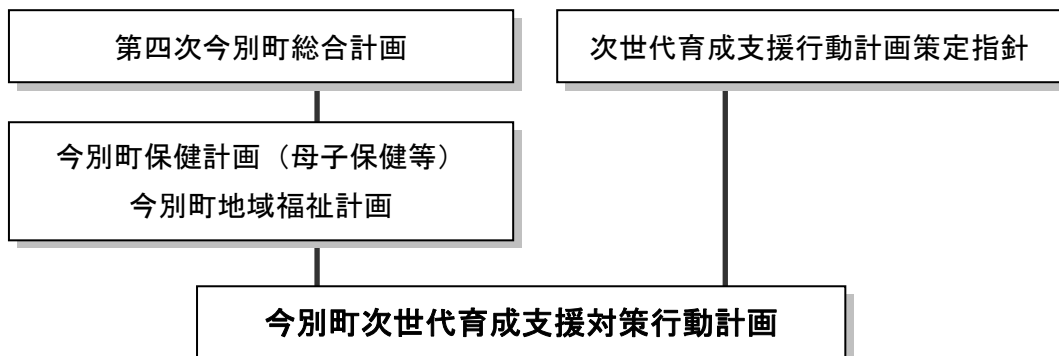


3 計画の位置づけ

この計画は、日本が批准した国連の「子どもの権利条約」の実現に向けた様々な取り組みを進めるため、国の「次世代育成支援対策推進法」を受けて町民や子育て支援関係機関の参加を得ながら具体的に計画を策定しました。

また、「第四次今別町総合計画」をはじめ「今別町保健計画（健康いまべつ21・母子保健計画21）」「今別町地域福祉計画」など関連計画を踏襲し、次世代育成支援に関する事項を加えて全体的な整合を図りながら策定しました。

図1.2 本計画と他計画の関係



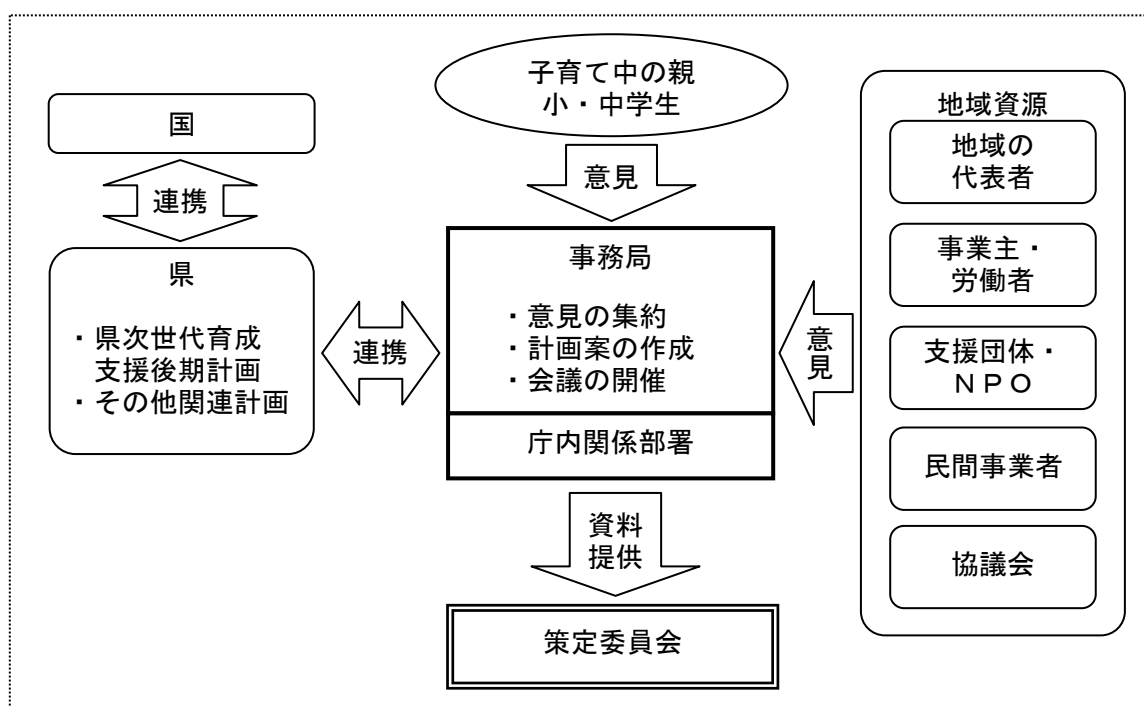
4 計画の見直し体制

後期計画の策定にあたっては、今別町次世代育成支援対策協議会（協議会）を活用し、密接な連携を図る必要があります。

また、次世代育成支援対策を遂行するには、仕事と生活の調和を実現するための働き方の改革とともに、各地域の企業、子育て支援を行う団体等が相互に密に連携・協力し合いながら地域の実情に応じた取り組みを進めることが必要です。

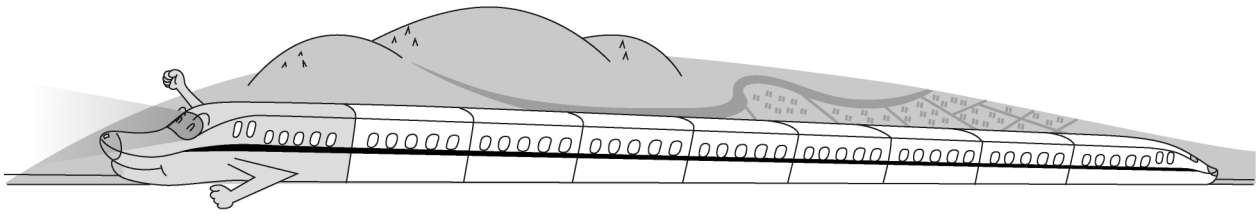
こうしたことから、町では庁内の関係部署をはじめ多くの関係者が参加できる策定体制を構築して、前期計画の評価と後期計画の策定に協力していただきました。

図1.3 今別町行動計画の見直し体制図



5 住民参加と情報公開

次世代育成支援対策推進法では計画等を策定し、また変更する際には予め町民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものと規定されています。そこで、計画策定に関する情報提供については、町民の皆さんのアンケート調査結果を基に今別町次世代育成支援対策協議会を開催して意見をいただき、また同行動計画素案の提示を行って意見の集約に努めました。なお、同素案は町民に公告し、町民の意見を吸い上げるという方法をとりました。



6 子どもの権利条約の実現に向けた取り組み

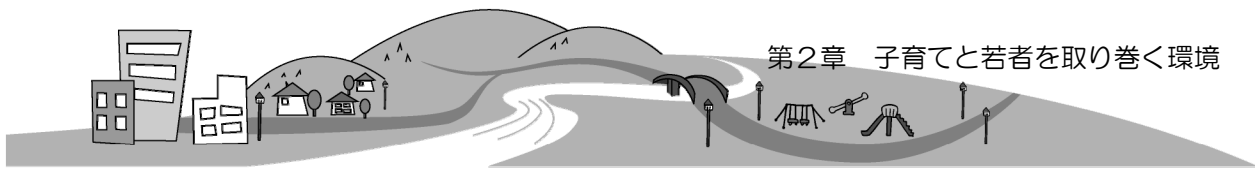
「子どもの権利条約」はポーランドによって提案、1989年に国連総会において満場一致で採択され、日本は158番目に批准しています。

条約が提案された背景には、地球上の様々な場所で子どもたちが人間としての人格や尊厳が維持できずに傷つき、悩み、時には生命を奪われるという「危機感」がありました。そこで、子どもに対する認識を未熟な「保護の対象者」から「権利の行使者」として位置付け直し、締結国に対して法的拘束力をもつ条約の形で、子どもの権利主体性を確立することを目指しています。

この条約は国内法よりも優位に位置しており、国において条約実現のためのすべての適当な立法措置、行政措置、その他の措置をとることが義務付けられています。

本計画を策定するにあたり、「子どもの権利条約」を実現するための町が担える役割を盛り込みました。

第2章 子育てと若者を取り巻く環境

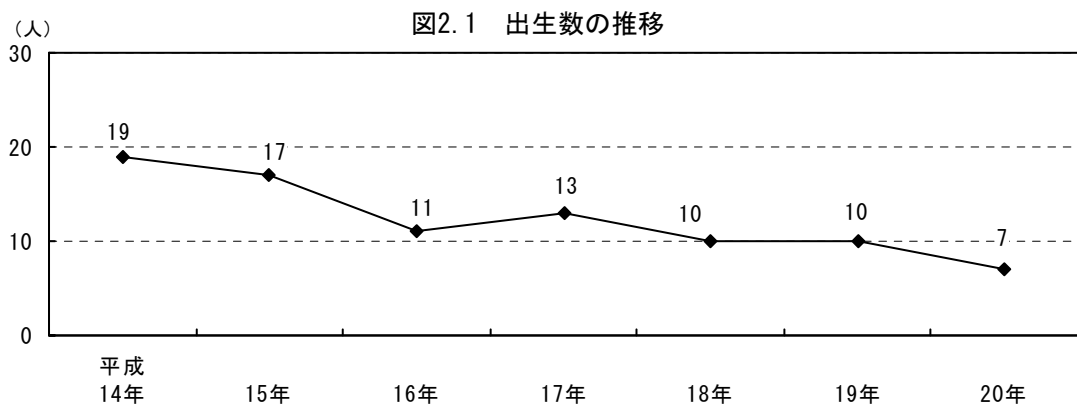


第2章 子育てと若者を取り巻く環境

1 子どもや子どものいる家庭の状況

(1) 出生数の推移

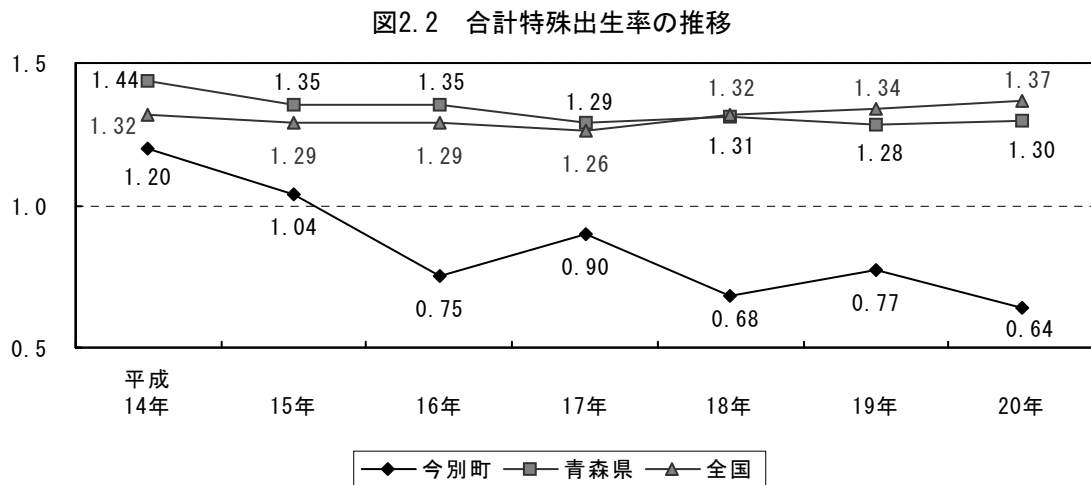
出生数の推移は、平成14年の19人から減少傾向にあり、平成20年には7人となっています。



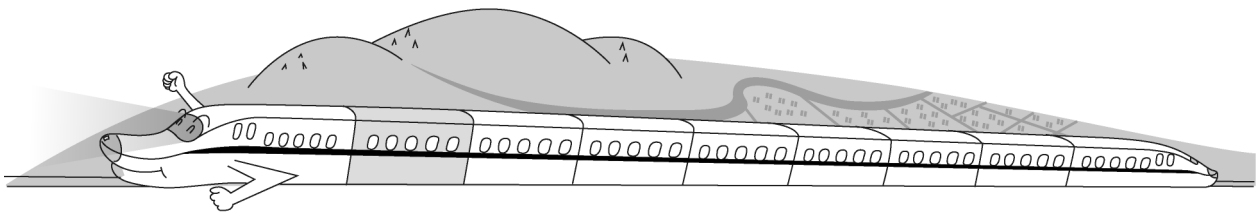
資料：人口動態統計、住民基本台帳

(2) 合計特殊出生率の推移

当町の合計特殊出生率は、全国や青森県より下回って推移しているほか、平成14年の1.20から減少傾向が続き、平成20年には0.64となっています。



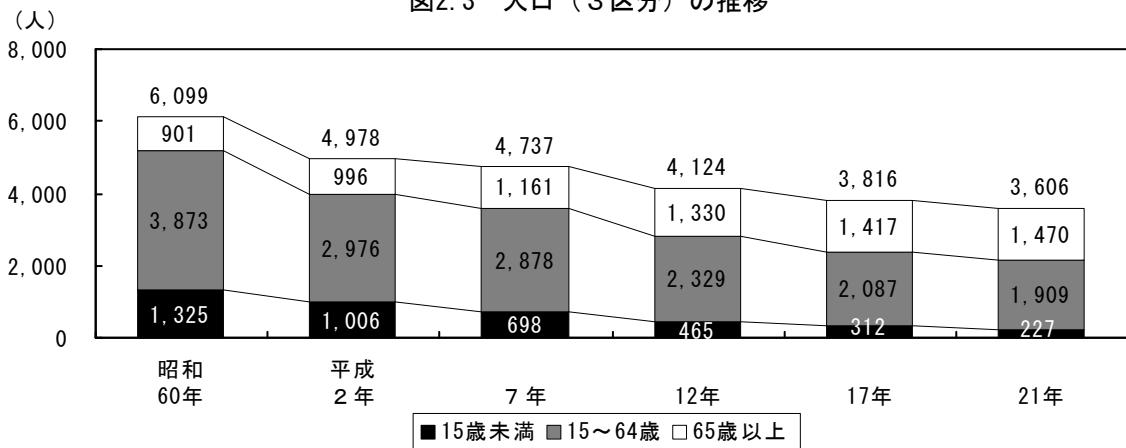
資料：人口動態統計、住民基本台帳



(3) 人口（3区分）の推移

3区分における人口の推移は、昭和60年より「65歳以上」人口が増加する一方、「15歳未満」「15～64歳」人口がともに減少し、総人口についても減少し続けています。特に「15歳未満」の減少が著しく、平成21年には227人と、昭和60年の1,325人の約6分の1に減少しています。当町においても他市町村と同様に少子高齢化が進行しています。

図2.3 人口（3区分）の推移



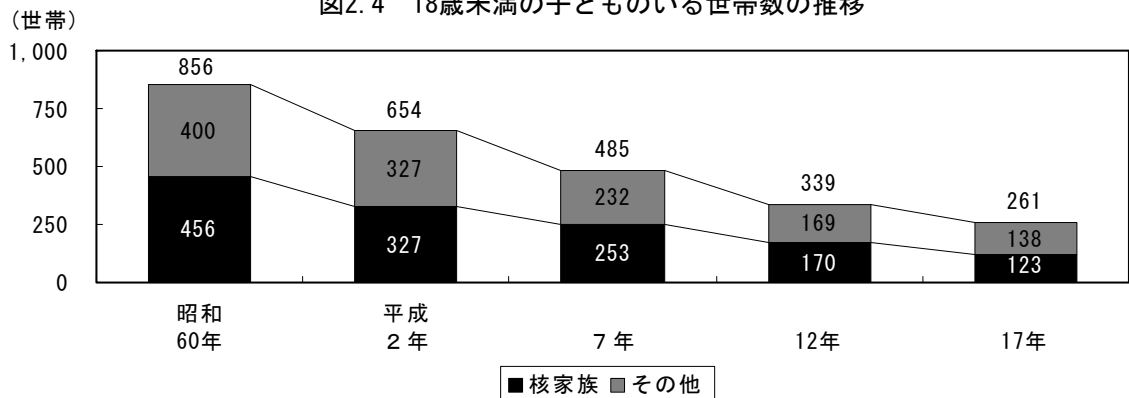
資料：国勢調査、住民基本台帳

(4) 子どものいる世帯の状況

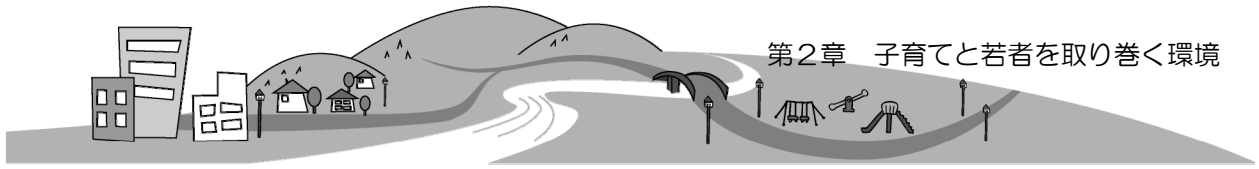
18歳未満の子どものいる世帯の推移は、「核家族」世帯が昭和60年の456世帯から減少し、平成17年には123世帯となりました。「その他」の世帯でも昭和60年の400世帯から減少し、平成17年には138世帯となりました。

18歳未満の子どものいる世帯に占める「核家族」の割合は、昭和60年から平成12年までほぼ半数以上を占めていましたが、平成17年には半数を割っています。

図2.4 18歳未満の子どものいる世帯数の推移



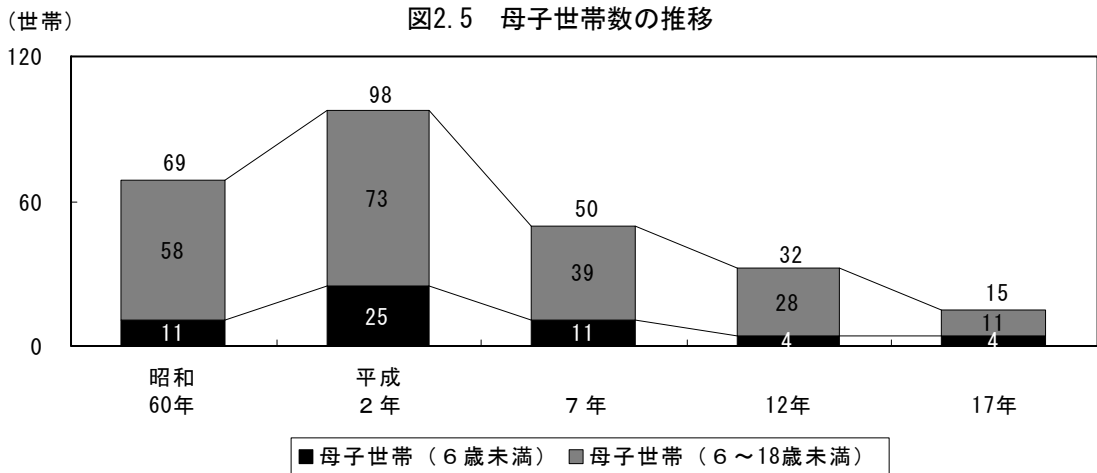
資料：国勢調査



(5) 母子・父子世帯の状況

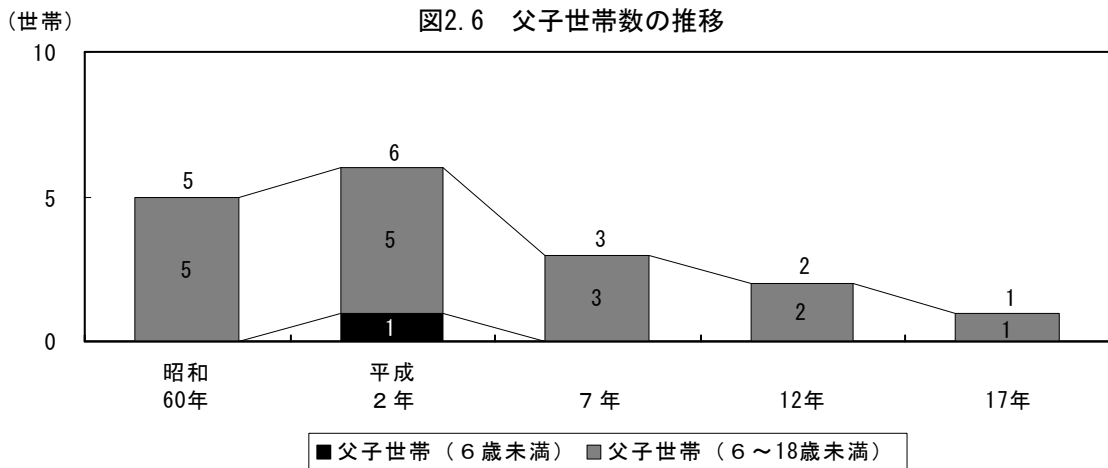
18歳未満の子どもがいる母子世帯の推移は、平成2年の98世帯をピークに減少し、平成17年には15世帯になりました。

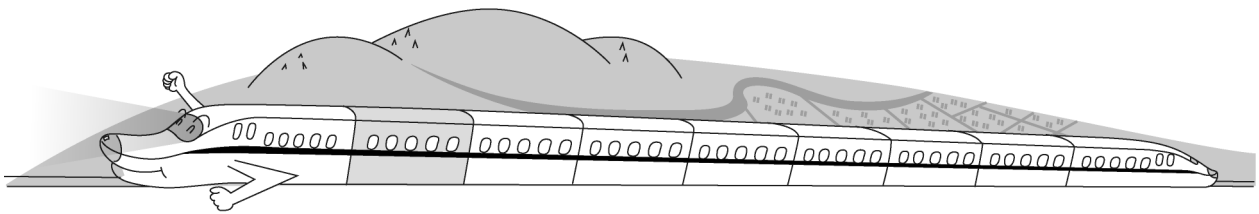
また、6歳未満の子どもがいる母子世帯でも、平成2年の25世帯をピークに減少傾向にあり、平成17年には4世帯になりました。



18歳未満の子どもがいる父子世帯の推移は、平成2年の6世帯をピークに減少し、平成17年には1世帯になりました。

また、6歳未満の子どもがいる父子世帯では、平成2年に1世帯ありました。



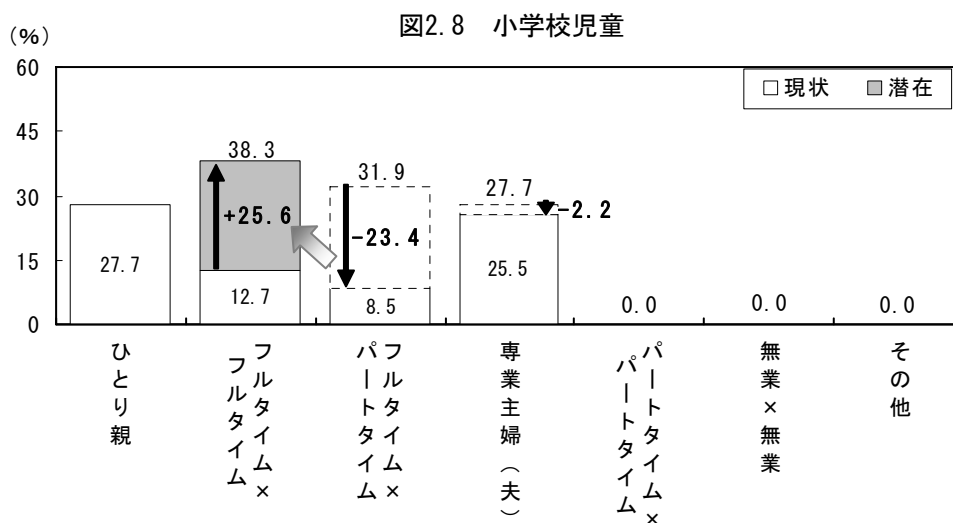
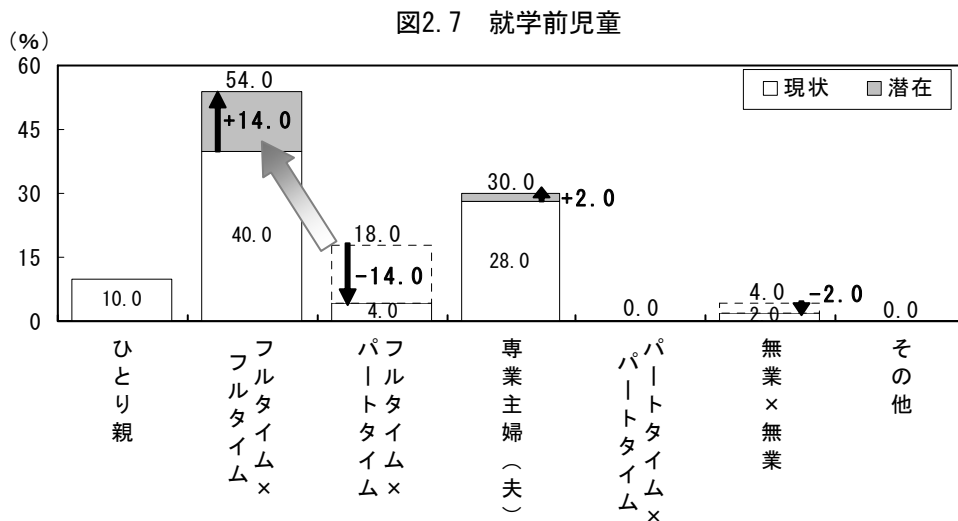


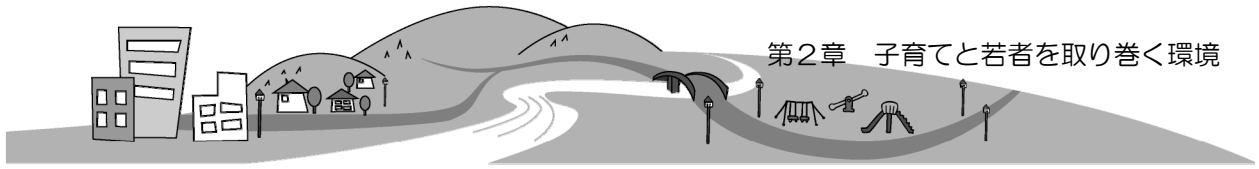
2 調査結果のまとめ

(1) 保護者の就労状況

家庭類型別に現状と潜在の割合の差異をみると、「専業主婦（夫）」は就学前児童・小学校児童ともにほとんど差異はなく、「フルタイム×パートタイム」希望者が就学前児童で14.0%減、小学校児童で23.4%減、「フルタイム×フルタイム」希望者が就学前児童で14.0%増、小学校児童で25.5%増となっています。ともに就労している人が就労形態の転換を望んでいることが伺えます。

このことから、「パートタイム」から「フルタイム」への移行に伴い、保育サービスのニーズは新たなニーズとしてではなく、就労している人の就労日数や就労時間の増加による1～2割強のニーズ量増加が予測されます。





(2) 保育サービスへのニーズ

就学前児童の「利用を希望する、もしくはサービスの充実を希望する保育サービス等」で、「病児・病後児保育」が認可保育所を上回り1位、「一時預かり」が認可保育所に次いで3位となっています。

病児・病後児保育事業の潜在ニーズをみると、「1年間に子どもの病気やケガで保育サービスが利用できなかった」人が就学前児童で7割弱と多く、小学校児童でも3.5割となっていることから、病児・病後児保育事業の実施を切望していることが伺えます。

一時預かり事業の潜在ニーズをみると、「1年間に子どもを家族以外に一時的に預けたことがあった」人、また「預けたことはなかったが預けたい意向がある」人が就学前児童で6割弱、小学校児童で4割弱と多くなっていることから一時預かり事業のサービスの充実が求められます。

図2.9 利用を希望する、もしくはサービスの充実を希望する保育サービス等

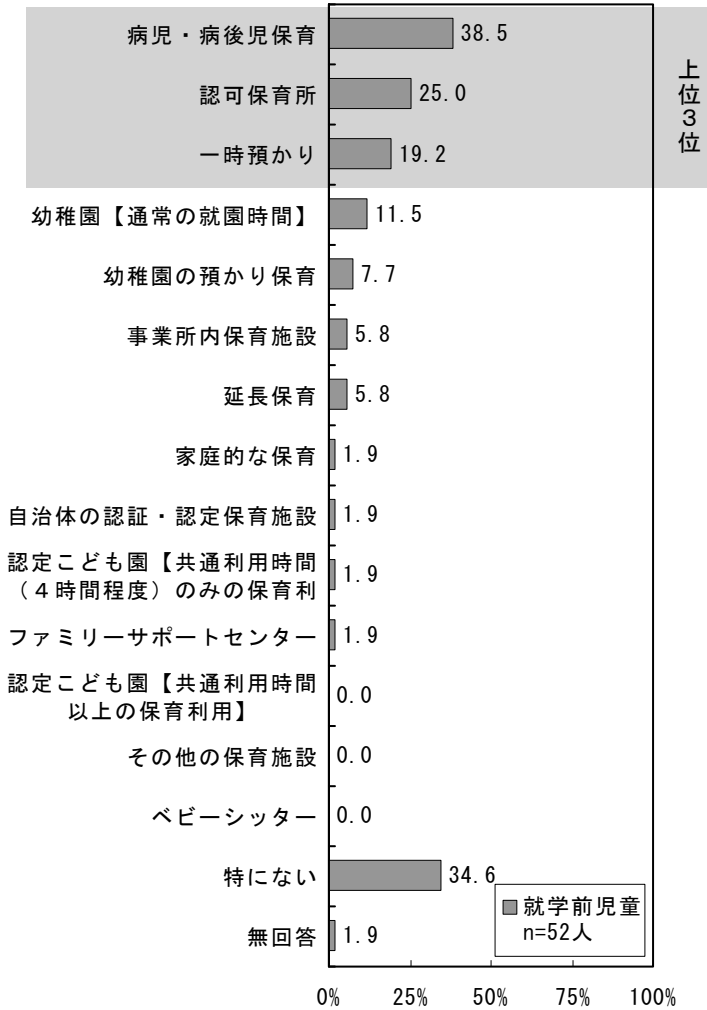
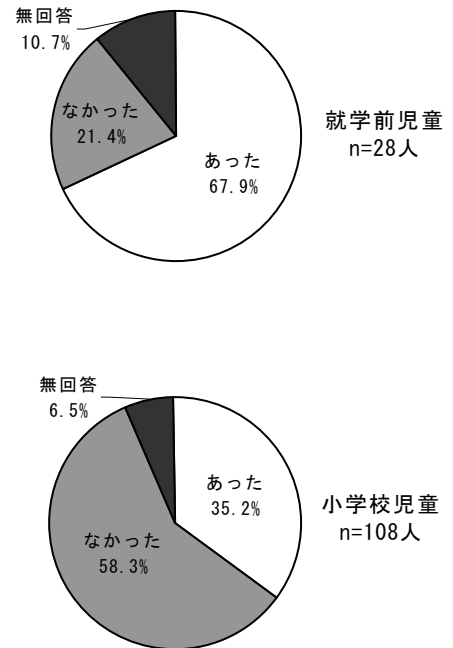


図2.10 1年間に病気やケガで保育等のサービスが利用できなかったことの有無



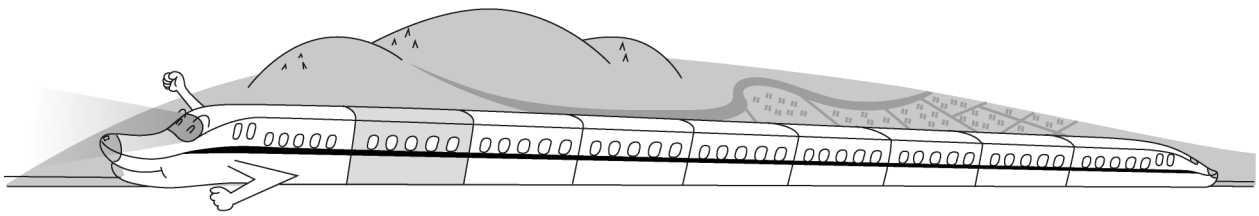
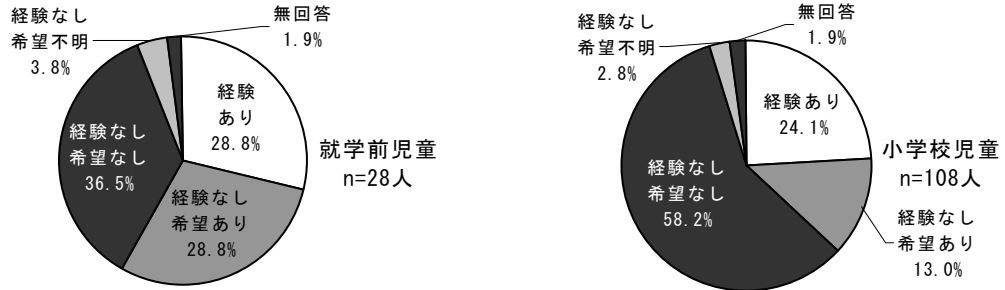


図2.11 私用などで家族以外の誰かに一時的に預けたことの有無と意向



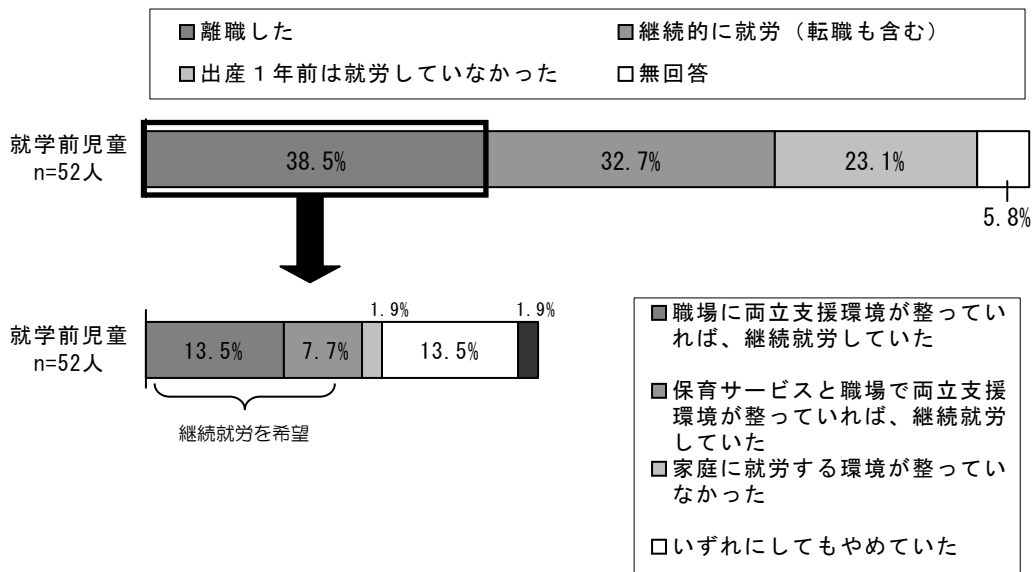
(3) 職場の環境

就学前児童の母親のうち4割弱が出産前後に離職し、なかでも全体の2割強の母親は出産前後に継続就労を希望しながら離職し、そのほとんどが出産前後に就労を継続できる条件として職場で仕事と子育ての両立支援環境が整っていることを望んでいます。その一方で、「いずれにしてもやめていた」人は全体の1割強となっています。

保育サービスの利用者のうち、「現在就労している」ため利用している人が就学前児童で8.5割と高く、小学校児童でも5.5割と半数以上となっていることから、就労するためには保育サービスの利用を不可欠なものとして捉えていることがわかります。

育児休業制度の利用状況をみると、就学前児童の1割強の父親・母親が利用しており、そのほとんどが母親による利用となっています。育児休業からの復帰時期は子どもが10～12か月の時が42.9%と最も多く、6か月未満の職場復帰は28.6%と少ない状況です。

図2.12 出産前後の母親の離職状況とその際の継続就労意向



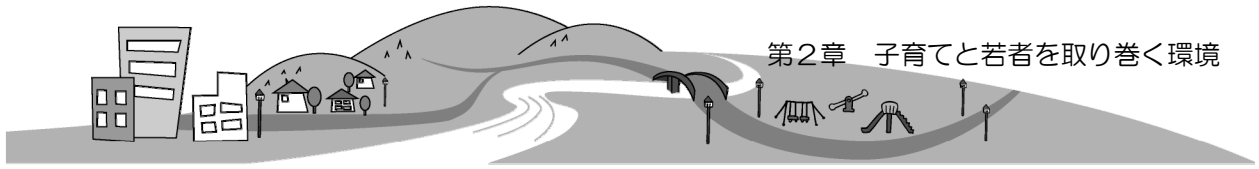


図2.13 保育サービス（放課後児童クラブ）を利用している主な理由

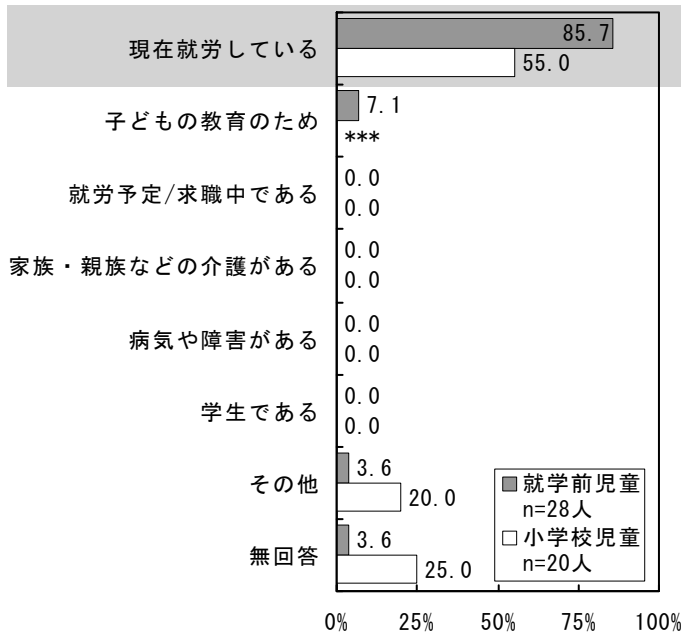


図2.14 育児休業制度の利用状況

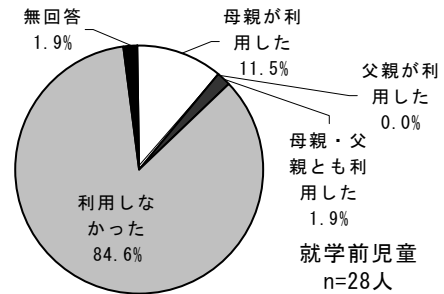
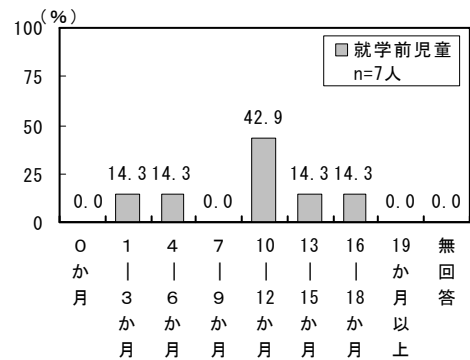


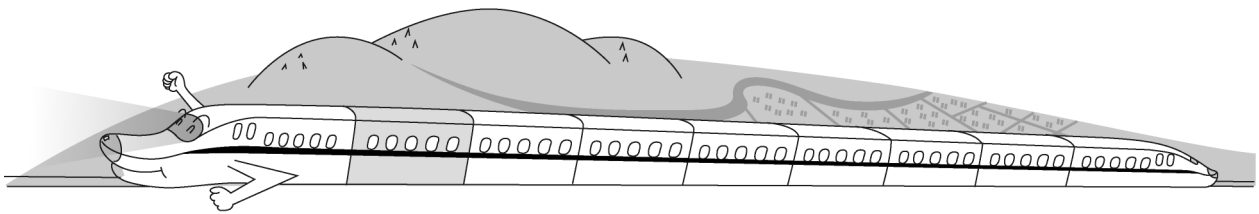
図2.15 復帰時の子どもの月齢



(4) 地域に必要な子育て支援策

子育て家庭と地域とのかかわりでは、「あいさつやときどき立ち話をする程度」と回答された人が、年齢にかかわらず6割台とかかわりが薄い状況にあり、地域に対しては「子どもがいたずらや危険なこと、迷惑がかかることをしていたら注意や報告をしてくれること」で7割台と高く、次いで「緊急時に子どもを一時的に預かってくれること」が就学前児童44.2%、小学校児童42.6%となっており、地域による子どもの見守り・関わり、地域全体での子育てを望む姿が伺われます。

また、地域の子育て環境については、「雨の日に遊べる場所がない」が就学前児童で5割強、小学校児童で6割強、「近くに遊び場がない」が就学前児童で5割弱、小学校児童で4割強となっています。また、小学校児童がよく利用する公共施設は「公園」が3.5割ですが、「いずれも利用しない」が5割強と、これを上回り、児童館を利用しない理由では「特にない」を除くと「利用したいが、近くにないので利用できない」が2割弱となっています。これらのことから、家の近くに子どもの遊び場が不足している状況がみられます。



子どもとの外出の際に困ることでは、「特にない」を除くと「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」が就学前児童で約3割、小学校児童で2割強、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと」がともに3割弱、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」が就学前児童で2割強、小学校児童で2.5割と上位3位を占めています。トイレに対し子どもや親子への配慮を望む声は自由記載にもありました。また、子育て支援の充実のために行政に期待していることでも「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が就学前児童で6割強と最も多くなっていることから、遊び場の設置・トイレ・食事の場などでの子どもへの配慮を高く望んでいることが伺えます。

子育て上の不安や悩みでは、「子育てで出費がかさむ」が就学前児童で4割弱、小学校児童で5割強とともに最も多くなっています。自由記載にも医療費や保育費に対する要望がみられます。

子育てに関する情報の入手方法は、「親族（親・きょうだいなど）」が就学前児童、小学校児童ともに6割強、「隣近所の人・知人・友人」が就学前児童で5.5割、小学校児童で6割強と身近な人からの情報入手が多いようです。他方、町発信の媒体から情報を入手することは少なく、公共施設においての情報発信を望む声は自由記載にもありました。

図2.16 となり近所とのつきあいの程度

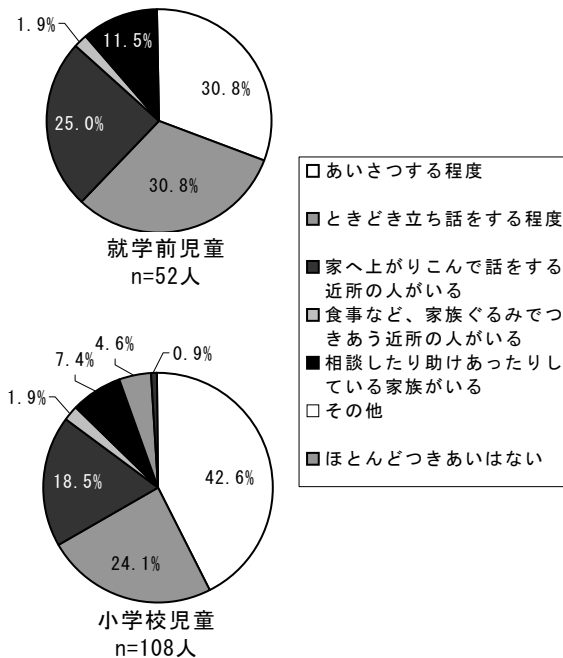


図2.17 子どもに対し地域に望むこと

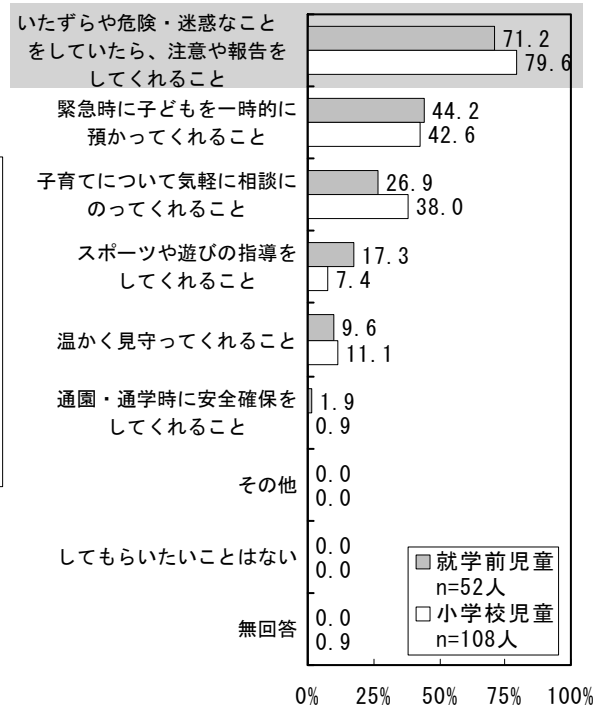


図2.18 地域の子どもの遊び場について日頃感じる事

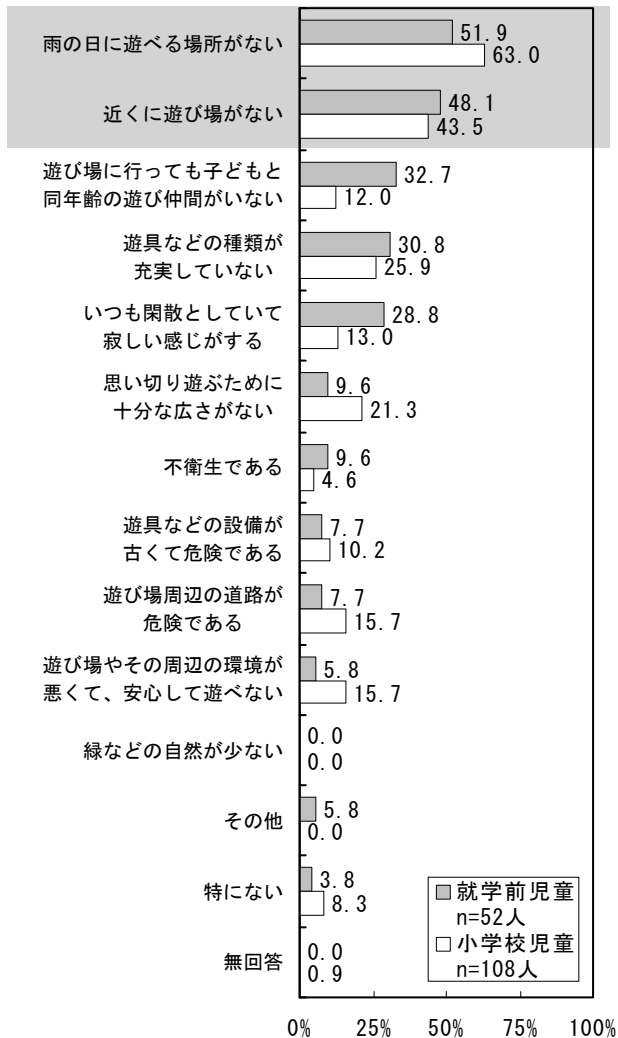


図2.19 小学生がよく利用する公共施設

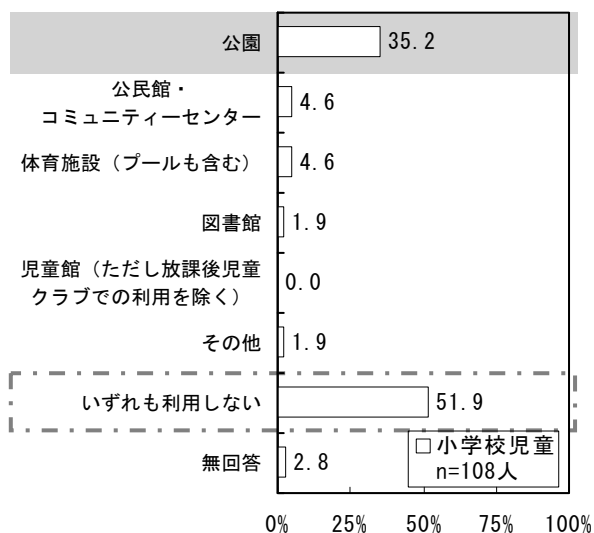
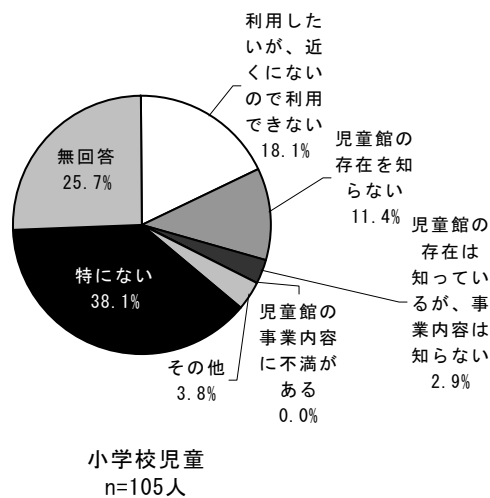


図2.20 児童館を利用しない主な理由



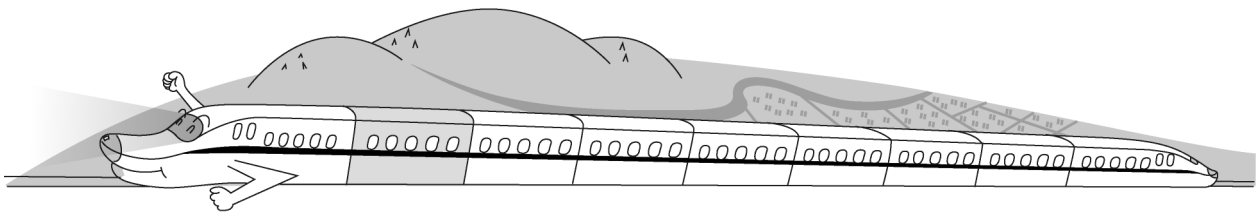


図2.21 子どもとの外出の際に困ること・困ったこと

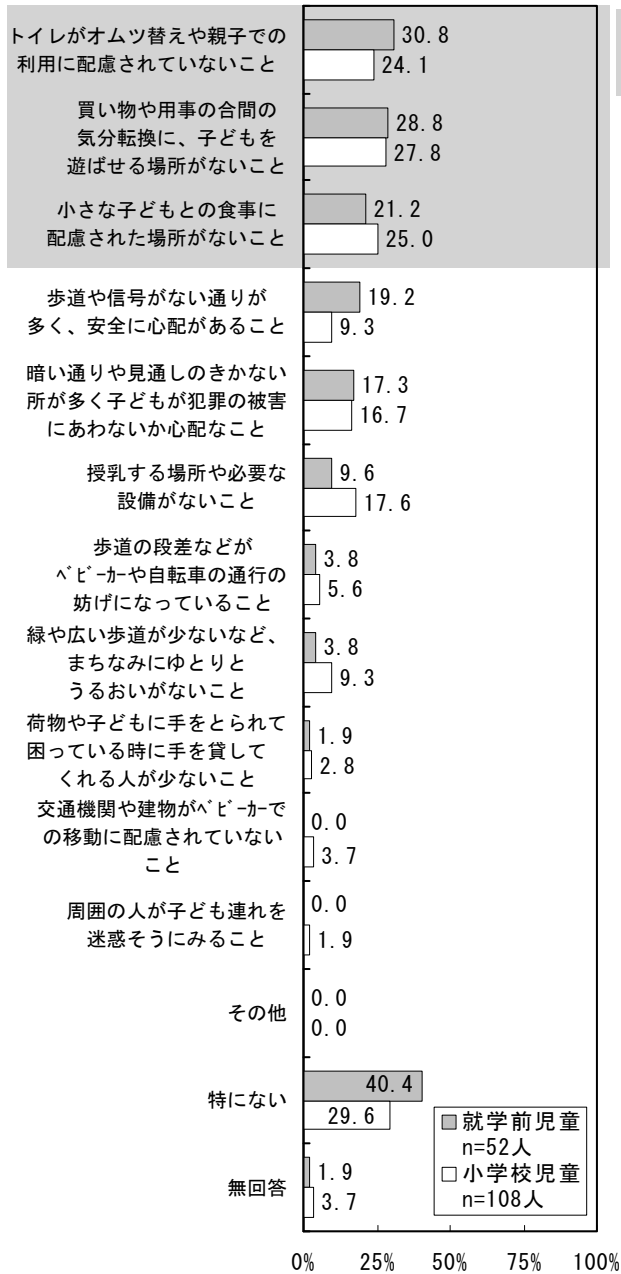
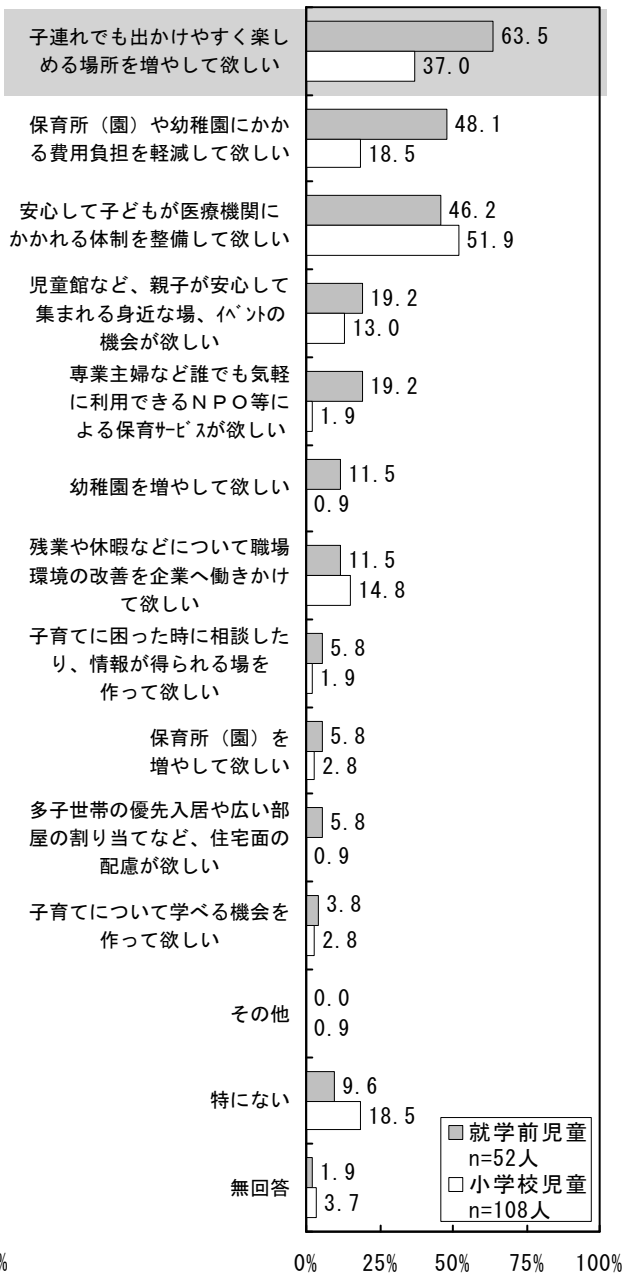


図2.22 子育て支援の充実のために行政に対して期待すること



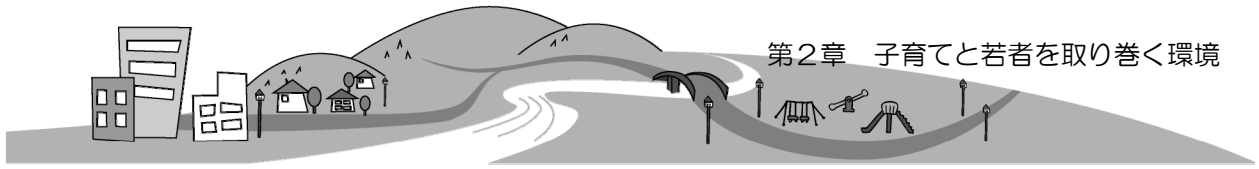


図2.23 子育てをする上で特に不安に思ったり悩んでいること

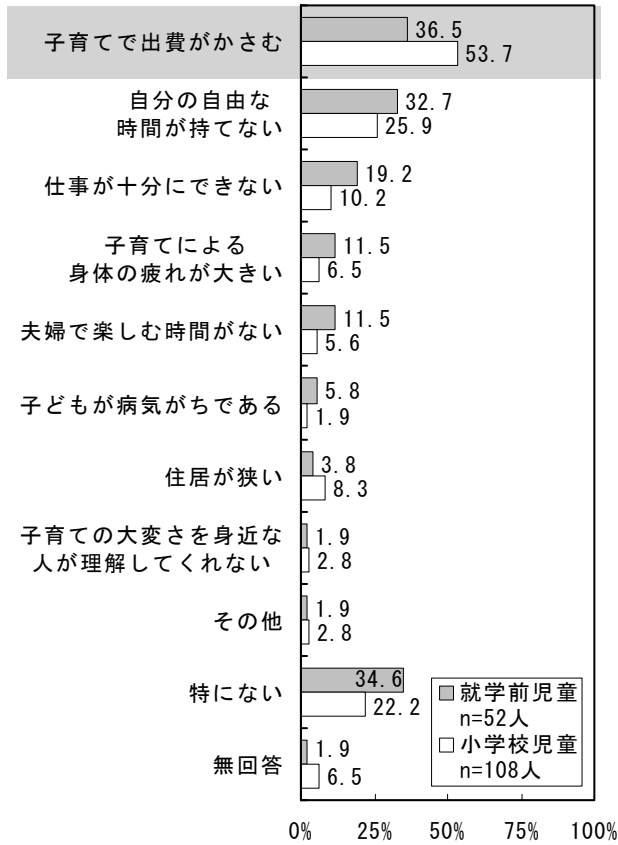
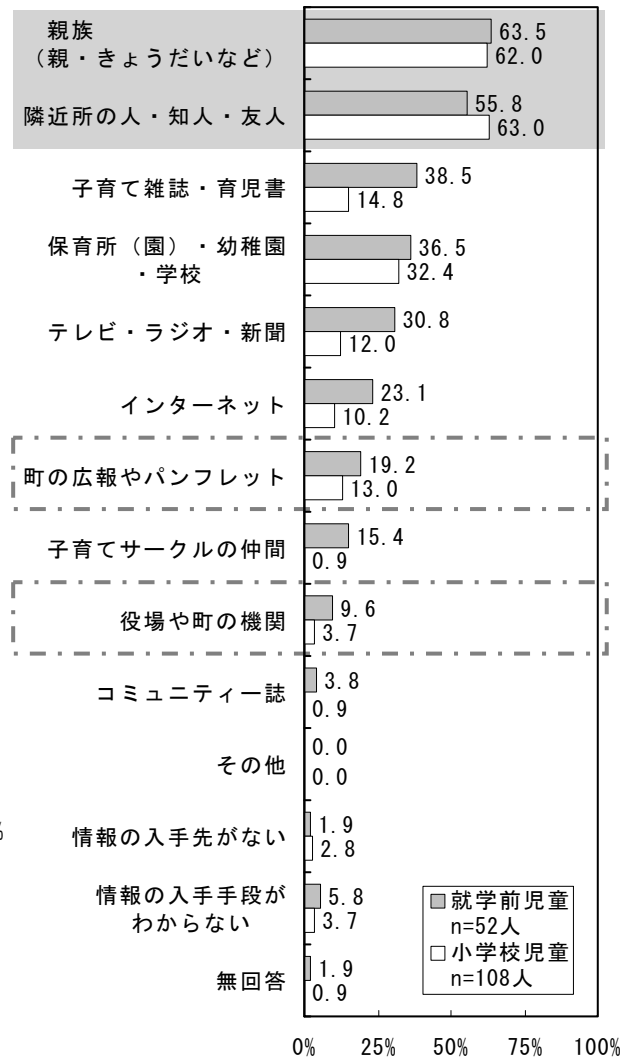
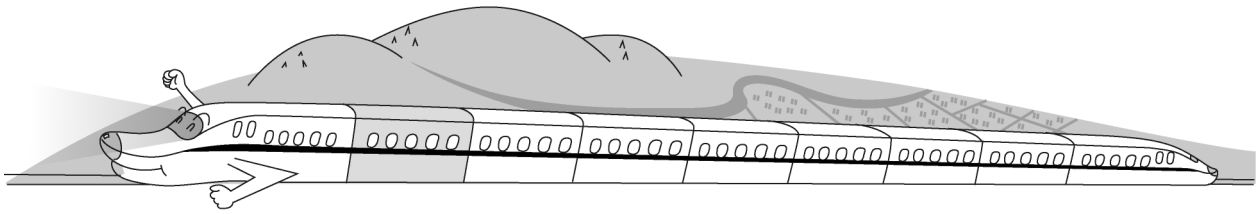


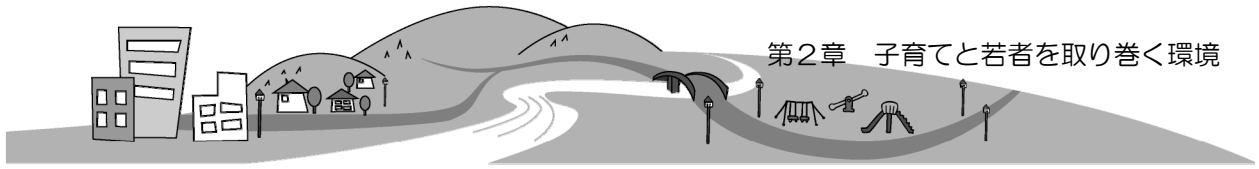
図2.24 子育てに関する情報の入手方法





(5) 調査結果からみた課題

- 課題1 「パートタイム」から「フルタイム」への就労形態の転換希望が就学前児童で1割強、小学校児童で2割強あり、これに伴い保育サービス等のニーズも増加するため、これに対応できる計画的な保育サービス等の量の確保が必要です。
- 課題2 病児・病後児保育事業の開始、一時預かり事業の充実が求められていることから、町の経済状況を勘案し、サービスの実施方法を検討する必要があります。
- 課題3 母親が就労するためには、保育サービスの利用が不可欠なものであり、提供体制の充実が求められています。また、就労意欲がありながら離職した母親の6割強が仕事と子育ての両立支援が職場で整っていることを望んでいることから、育児休業制度を利用しやすくするなどの子育て支援環境を整えるよう、企業等への働きかけが必要となります。
- 課題4 地域とのかかわりが減ってきているなか、子どもの見守り等地域全体での子育てを望んでいます。加えて、児童館、公園などの子どもの遊び場が家の近くにないという意見が多くあったことから地域での子育て環境の充実が求められています。
また、子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実を期待している割合が高く、公共施設の整備をはじめとした子育て家庭への配慮が求められています。



3 今別町の概要

今別町は昭和30年3月31日、今別村と一本木村が合併して誕生しました。

津軽海峡に面した海岸線に向かって傾斜する半楕円状の地形を有する東西17km、南北14km、総面積125.28km²の町です。

今別川が町の中央部を縦断するように流れ、それぞれの水源を発した15の中小河川が、扇のかなめに集まるように三厩湾に流れ込んでいます。

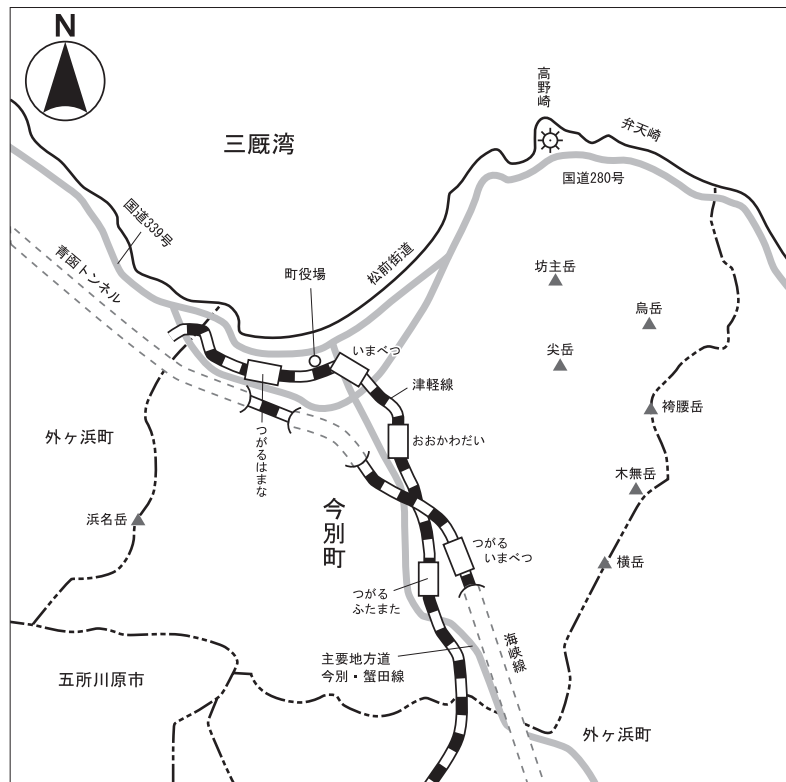
集落は今別川流域と沿岸地帯に集中しています。

今別町の気候は津軽海峡の潮流の影響を受けやすく、夏季はオホーツク海の冷気を含んだ偏西風（やませ）が吹くため低温が多く、冬季は西風が時折吹きつけます。

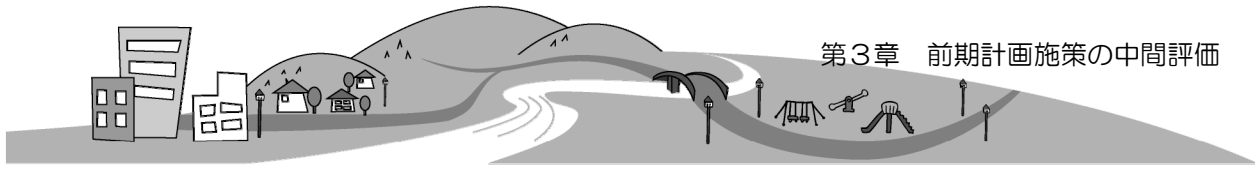
12月中旬から3月上旬まで積雪が続き、最深積雪は平均111～113cmと、比較的多いのが特徴です。

美しい海岸線は津軽国定公園に指定され、基幹産業である農業は、米、鑑賞菊、牧畜、野菜などの複数経営を推進しています。昭和63年に青函トンネルが完成し、本州側の青函トンネルの入口の町として一躍脚光を浴びることとなりました。

また、平成27年度に開業が予定されている北海道新幹線の停車駅、(仮称)「奥津軽駅」の設置が決まり、将来に向けて大きく変わろうとしています。



第3章 前期計画施策の中間評価



第3章 前期計画施策の中間評価

1 施策中間評価

前期計画施策の中間評価を実施するにあたり、前期計画に盛り込まれている施策ごとに主体的に実施する担当課の視点から各事業の目標達成を検討することで、事業の推進状況を評価しました。

評価ランクは、「A＝目標達成」「B＝目標に向かって改善」「C＝横ばいまたは停滞」「D＝事業未実施」「E＝評価できず」の5分類としました。

各施策内の個別の事業内容および評価は、第5章に記載しています。

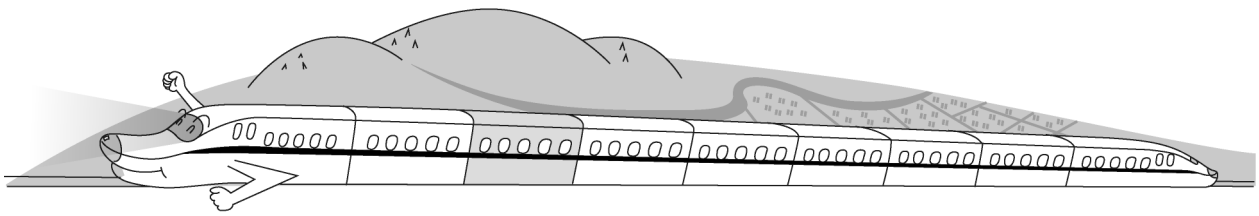
2 基本目標別の中間評価

(1) 地域における子育ての支援

- ①「地域における子育て支援サービスの充実」は、14事業のうちA評価が2事業、B評価が4事業、C評価が1事業で、実施事業の42.9%がB評価以上となっています。
- ②「保育サービスの充実」は、8事業のうちA評価が3事業で、実施事業の37.5%がB評価以上となっています。
- ③「子育て支援のネットワークづくり」は、2事業がE評価となっています。
- ④「児童の健全育成」は、25事業のうちA評価が8事業、B評価が3事業、C評価が2事業で、実施事業の44.0%がB評価以上となっています。
- ⑤「その他」では、実施事業はありません。

施策名	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
①地域における子育て支援サービスの充実	14	2	4	1		7
②保育サービスの充実	8	3				5
③子育て支援のネットワークづくり	2					2
④児童の健全育成	25	8	3	2		12
⑤その他	0					

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施、E＝評価できず



(2) 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進

- ①「子どもや母親の健康の確保」は、17事業のうちA評価が15事業で、実施事業の88.2%がB評価以上となっています。
- ②「食育等の推進」は、6事業がA評価となっています。
- ③「思春期保健対策の充実」は、6事業がA評価となっています。
- ④「小児医療の充実」は、3事業がE評価となっています。

施策名	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
①子どもや母親の健康の確保	17	15				2
②食育等の推進	6	6				
③思春期保健対策の充実	6	6				
④小児医療の充実	3					3

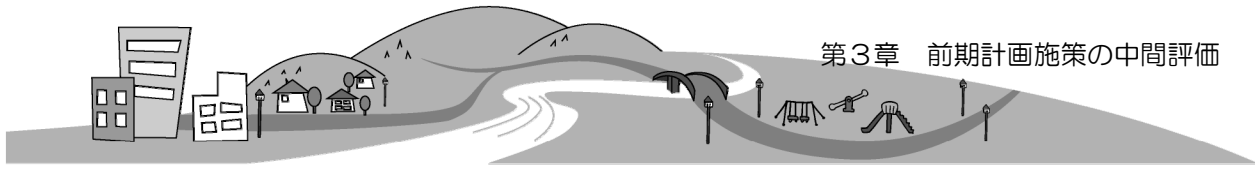
※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施、E＝評価できず

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- ①「次代の親の育成」は、3事業のうちA評価が1事業で、実施事業の33.3%がB評価以上となっています。
- ②「子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備」は、27事業のうちA評価が26事業で、実施事業の96.3%がB評価以上となっています。
- ③「家庭や地域の教育力の向上」は、8事業のうちA評価が2事業、B評価が4事業、C評価が1事業で、実施事業の75.0%がB評価以上となっています。
- ④「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」は、7事業がE評価となっています。

施策名	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
①次代の親の育成	3	1				2
②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	27	26				1
③家庭や地域の教育力の向上	8	2	4	1		1
④子どもを取り巻く有害環境対策の推進	7					7

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施、E＝評価できず



(4) 子育てを支援する生活環境の整備

- ①「良質な住宅の確保」は、3事業がE評価となっています。
- ②「良好な居住環境の確保」は、3事業のうちC評価が2事業、E評価が1事業となっています。
- ③「安全な道路交通環境の整備」は、4事業のうちA評価が3事業、B評価が1事業で、実施事業の100.0%がB評価以上となっています。
- ④「安心して外出できる環境の整備」は、5事業のうちB評価が1事業で実施事業の20.0%がB評価以上となっています。
- ⑤「安全・安心なまちづくりの推進等」は、2事業のうちA評価が1事業、C評価が1事業で、実施事業の50.0%がB評価以上となっています。

施策名	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
①良質な住宅の確保	3					3
②良好な居住環境の確保	3			2		1
③安全な道路交通環境の整備	4	3	1			
④安心して外出できる環境の整備	5		1			4
⑤安全・安心なまちづくりの推進等	2	1		1		

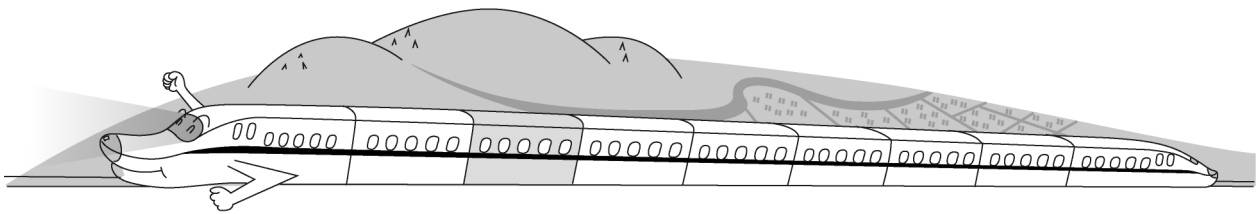
※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善、C=横ばいまたは停滞、D=事業未実施、E=評価できず

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

- ①「多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し等」は、10事業のうちA評価が1事業、B評価が1事業で、実施事業の20.0%がB評価以上となっています。
- ②「仕事と子育ての両立の推進」は、9事業のうちA評価が4事業、B評価が1事業で、実施事業の55.5%がB評価以上となっています。

施策名	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
①多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し等	10	1	1			8
②仕事と子育ての両立の推進	9	4	1			4

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善、C=横ばいまたは停滞、D=事業未実施、E=評価できず



(6) 子ども等の安全確保

- ①「子どもの交通安全を確保するための活動の推進」は、5事業のうちA評価が2事業、C評価が1事業で、実施事業の40.0%がB評価以上となっています。
- ②「子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」は、7事業のうちA評価が1事業、B評価が2事業、C評価が1事業で、実施事業の42.9%がB評価以上となっています。
- ③「被害にあった子どもの保護の推進」は、1事業がE評価となっています。

施策名	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
①子どもの交通安全を確保するための活動の推進	5	2		1		2
②子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	7	1	2	1		3
③被害にあった子どもの保護の推進	1					1

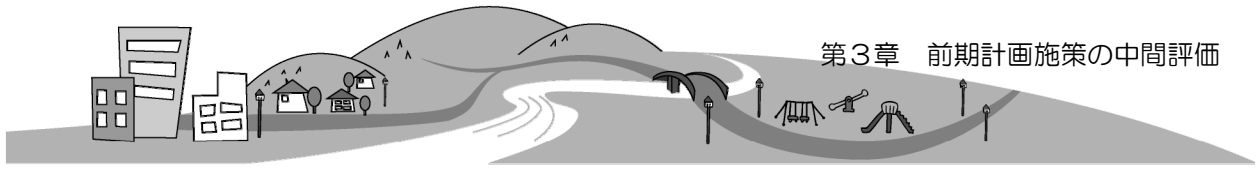
※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施、E＝評価できず

(7) 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

- ①「児童虐待防止対策の充実」は、5事業のうちB評価が3事業で、実施事業の60.0%がB評価以上となっています。
- ②「母子家庭等の自立支援の推進」は、8事業のうちA評価が2事業で、実施事業の25.0%がB評価以上となっています。
- ③「障害児施策の実施」は、16事業のうちA評価が9事業で、実施事業の56.3%がB評価以上となっています。

施策名	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
①児童虐待防止対策の充実	5		3			2
②母子家庭等の自立支援の推進	8	2			1	5
③障害児施策の実施	16	9				7

※評価ランク：A＝目標達成、B＝目標に向かって改善、C＝横ばいまたは停滞、D＝事業未実施、E＝評価できず



(8) 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

- ①「多様な就労の場の確保と就労の支援」では、実施事業はありません。
- ②「行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進」では、実施事業はありません。

施策名	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
①多様な就労の場の確保と就労の支援	0					
②行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進	0					

※評価ランク：A=目標達成、B=目標に向かって改善、C=横ばいまたは停滞、D=事業未実施、E=評価できず

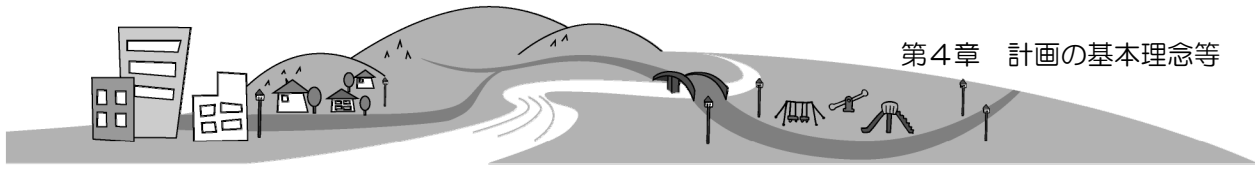
3 中間評価のまとめ

基本項目ごとの達成割合をみると、「基本項目2」(84.4%)が最も多く、次いで「基本項目3」(64.4%)、「基本項目7」(37.9%)、「基本項目1」(26.5%)、「基本項目5」(26.3%)、「基本項目4」(23.5%)、「基本項目6」(23.1%)の順となっています。

また、「基本項目4」は29.4%の事業が「未実施」となっており、早期に実施する必要があります。良質な住宅や居住環境の確保および安心して外出できる環境の整備が求められます。

基本項目	事業数	達成事業数	改善事業数	停滞事業数	達成割合
1. 地域における子育ての支援	49	13	7	3	26.5%
2. 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進	32	27	0	0	84.4%
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	45	29	4	1	64.4%
4. 子育てを支援する生活環境の整備	17	4	2	3	23.5%
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進	19	5	2	0	26.3%
6. 子ども等の安全確保	13	3	2	2	23.1%
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	29	11	3	0	37.9%
8. 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり	0	0	0	0	0.0%

第4章 計画の基本理念等



第4章 計画の基本理念等

1 計画の基本理念と基本的な視点

(1) 計画策定の基本理念

少子高齢化が進む中で、子どもからお年寄りまですべての町民が生きがいを持ち、ともに助け合い、思いやりに満ち、安心して健やかに暮らせる生涯現役社会を形成することが共通の願いであります。

近年、核家族化や女性の社会進出により、子育ての環境は大きく変化しており、地域社会での子育て支援体制の整備や育児と仕事を両立させるための多様な保育サービスの提供を推進し、すやかで生きがいのあるまちづくりをめざしていきます。

すこやかで 生きがいのある まち

(2) 計画策定の基本的な視点

① 子どもの視点

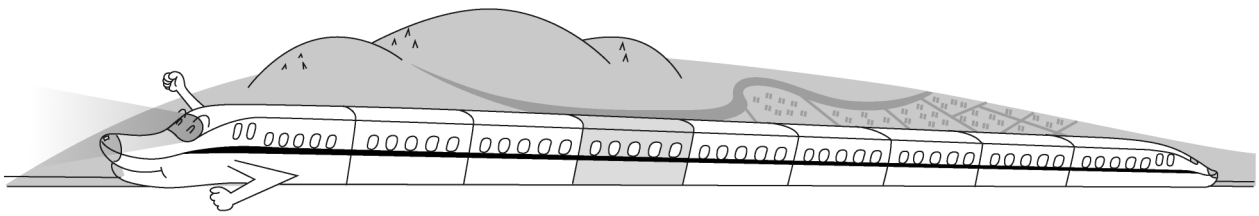
子育て支援サービス等により影響を受けるのは、多くが子ども自身であるため、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要であり、特に子育ては男女が協力して行うべきものという視点に立った取り組みを進めていきます。

② 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親になるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取り組みを進めていきます。

③ サービス利用者の視点

社会環境の変化や、町民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係わる利用者ニーズも多様化しており、また父母の就業形態によって各家庭の特性も異なることから、このような多様な個別ニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取り組みを進めていきます。



④ 社会全体による支援の視点

父母、その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭や地域社会において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感できるような体制の取り組みを進めていきます。

⑤ 仕事と生活の調和の実現の視点

多様な働き方・生き方のなかで時間を確保し、健康で豊かな生活を送ることができる社会となるよう、働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現するための取り組みを進めていきます。

⑥ すべての子どもと家族への支援の視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から取り組みを進めていきます。

⑦ 地域における社会資源の効果的な活用の視点

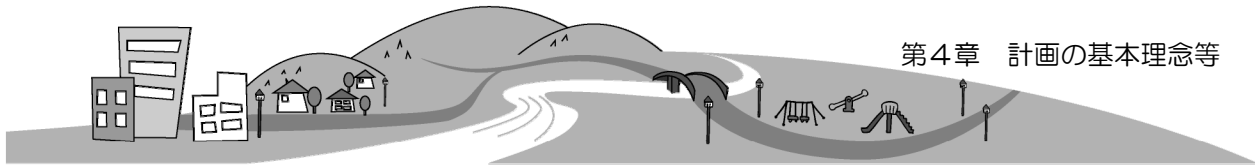
地域においては、子育てに関する活動を行う子育てサークル、子ども会をはじめとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会、NPO、主任児童民生委員等とともに、子育て支援等を通じて地域社会への貢献を希望する高齢者も多く、加えて森林等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、様々な地域の社会資源を充分かつ効果的に活用し、取り組みを進めていきます。

⑧ サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するために、サービス提供量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。このため、サービスの質を評価し、向上させる観点から、人材資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取り組みを進めていきます。

⑨ 地域特性の視点

人口構造や産業構造、さらに社会資源状況等の地域の特性は様々であり、利用者のニーズや必要とされる支援策も異なることから、当町の特性を踏まえて主体的な取り組みを進めていきます。



2 施策の基本的な柱

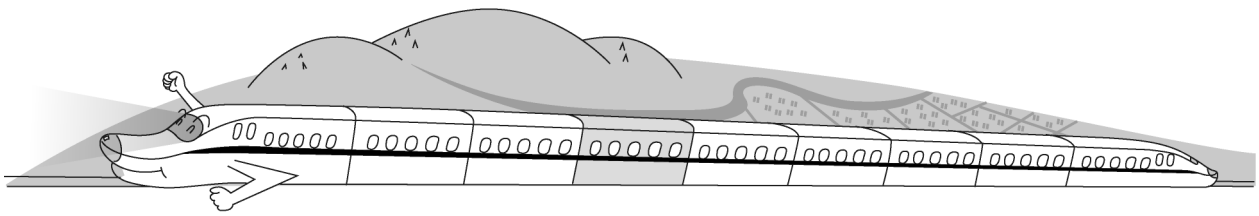
核家族化や共働き家庭の増加に伴い、子育てに対する不安や負担感が高まるなか、男女が協力して子育てしていく意識や社会的支援の仕組みも不十分になっています。また同時に子育てを支える地域社会との結びつきや子どもに対する目配りも希薄になり、孤立している家庭も少なくありません。

このため、子どもの健やかな成長を促す家庭環境を整備するとともに、子どもと家庭を地域社会全体で支えていく取り組みが不可欠となります。さらに、地域社会の交流を通じて子育てコミュニティを形成し、子育てに喜びや楽しさを感じられる環境づくりが求められています。

本計画では、①地域における子育て支援の活性化、②福祉施策と教育施策の連携強化、③次世代を産む若い世代への支援を重点課題とし、下記の内容を基本的な考え方とした施策の立案・検討を行いました。

《施策の基本的な柱》

- 1 地域における子育ての支援
- 2 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進
- 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- 4 子育てを支援する生活環境の整備
- 5 職業生活と家庭生活との両立の推進等
- 6 子ども等の安全確保
- 7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進
- 8 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

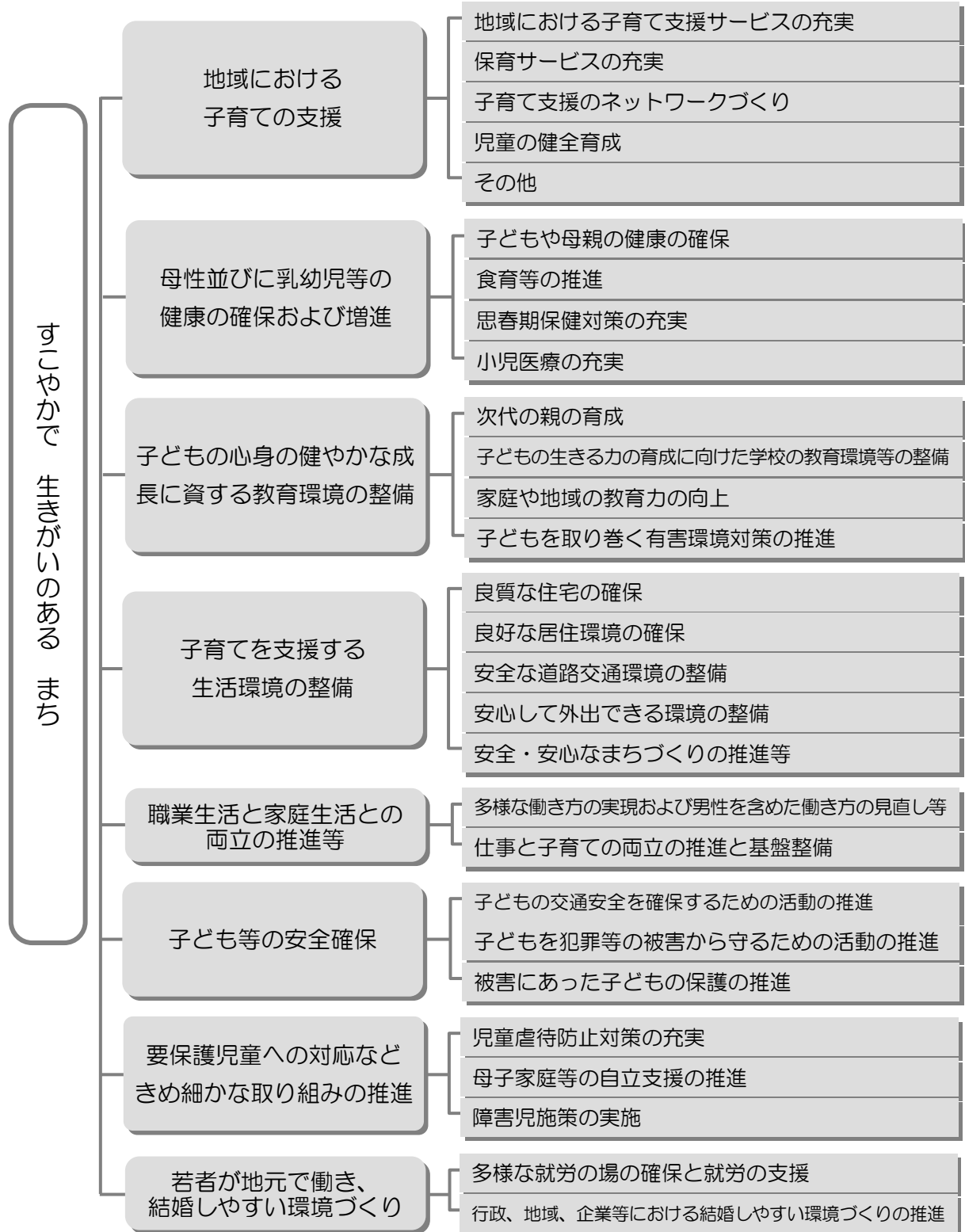


3 施策の体系

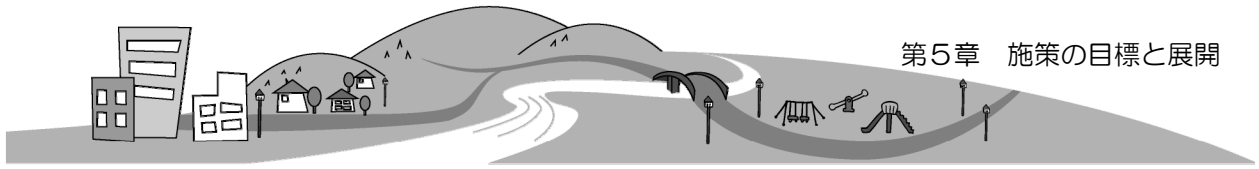
《 基本理念 》

《基本目標》

《施 策》



第5章 施策の目標と展開



第5章 施策の目標と展開

1 地域における子育ての支援

子どもや家庭を取り巻く環境は今なお厳しく、核家族化の進行や父親の仕事中心の考え方に加えて近隣関係の希薄化など子どもをめぐる地域ネットワークが弱まる中、育児の負担は母親に集中し、母親と子どもだけで一日を過ごす「育児の孤立化」といった状況が問題になるなど、家庭や地域における子育て力の低下には著しいものがあります。

このため、共働き家庭をはじめ、専業主婦（夫）家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実が求められています。

課題等

■アンケート調査結果から

「パートタイム」から「フルタイム」への就労形態の転換希望が就学前児童で1割強、小学校児童で2割強あり、これに伴い保育サービス等のニーズも増加するため、これに対応できる計画的な保育サービス等の量の確保が必要です。また、病児・病後児保育事業の開始、一時預かり事業の充実が求められていることから、町の経済状況を勘案してサービスの実施方法を検討する必要があります。

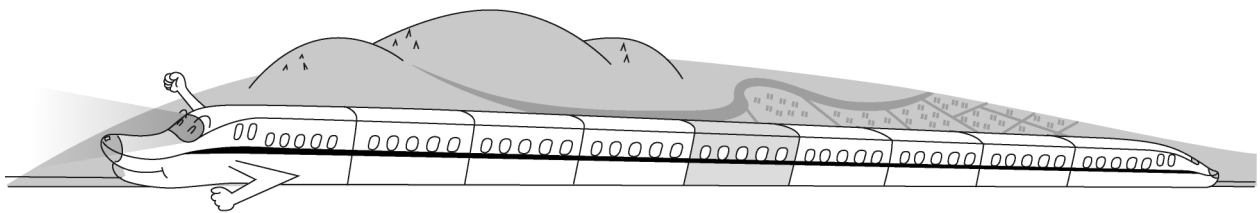
地域とのかかわりが減ってきているなか、子どもの見守り等地域全体での子育てが望まれています。加えて、児童館、公園などの子どもの遊び場が家の近くにないという意見が多くあったことから地域での子育て環境の充実が求められています。

■保護者の意見や要望から

「安心して子育てができる環境づくりのために、私たちが力を合わせて取り組んでいかなければいけないという考えや、アンケートで始めてファミリーサポートセンターという言葉を知りました」「子育てサークルや保育園での事業は知っていますが、その他に子育てに関するサービスや事業を何があるのかよく知りませんので、もっと情報が欲しいと思います」という意見がありました。

■中間評価の結果から

地域における子育て支援サービスの充実では、「保健指導・訪問」「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実」の2事業で目標達成しましたが、「町内ふれあい交流活動」に停滞がみられます。また「育児支援家庭訪問事業の推進」「休日保育事業の推進」等7事業で未検討となっています。



保育サービスの充実では、「通常保育事業の推進」「乳児保育事業の推進」「延長保育事業の推進」の3事業で目標達成しましたが、「障害児保育事業」「保育所（園）地域活動事業」等5事業で未検討となっています。

子育て支援のネットワークづくりでは、「少子化対策・子育て支援総合ガイドブックの作成」「少子化対策・子育て支援ネットワーク会議の開催」の2事業で未検討となっています。

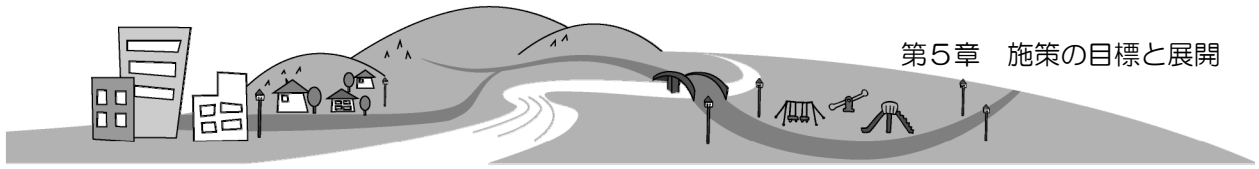
児童の健全育成では、「体育協会が行うジュニアスポーツ活動の支援」「児童手当の支給」等8事業で目標達成していますが、「学校読み聞かせボランティアの育成と研修」「読み聞かせボランティアグループの育成と組織化」の2事業が停滞、「青少年相談事業の充実」「街頭補導活動の推進」等12事業で未検討となっています。また、平成22年度に新規事業「子ども手当の支給」を実施します。

施策と方向性

施策 （1）地域における子育て支援サービスの充実

- すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。
- このため、子育て支援事業が着実に実施できるよう、必要な措置の実施に努めるとともに、子育て支援事業に関する情報の提供、相談・助言並びにあっせん、調整・要請等を行います。
- これらの取り組みに際しては、保護者が障害を持つ家庭等についても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな配慮を行います。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
保健指導・訪問	乳児への保健師による保健指導、訪問。	福祉	充実	A	実施
子育てサークル支援事業	子育てサークルへの支援。	福祉	充実	B	充実
町内ふれあい交流活動	町内老人クラブ活動の中で、世代間交流等のサロン活動を支援。	社会福祉協議会	充実	B	充実
	長期休暇（夏休み等）における児童の見守り活動を支援。	町連合PTA教育委員会	対応	C	推進
子育て相談	子育てに関する悩み等の相談。	福祉教育委員会	充実	B	充実
こども生活相談の充実	家庭における児童の健全育成を図る育児相談及び指導。	福祉	実施	B	充実

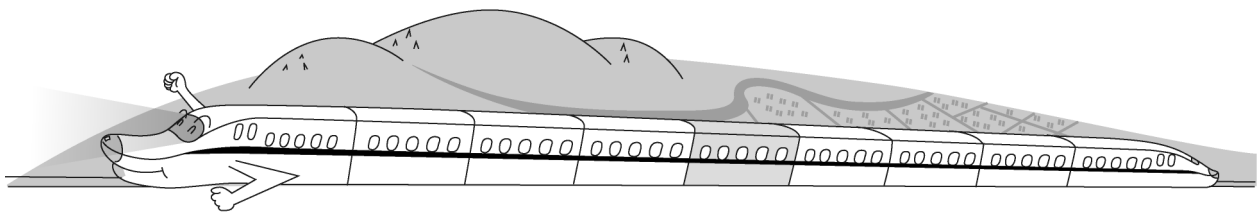


育児支援家庭訪問事業の推進	出産後間もない時期の母親の疾病等の理由により、乳児の養育に支障が生じたときの家庭における育児や家事等を支援する事業。	福祉	検討	E	検討
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実	放課後に保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対する学校の専用施設等における健全育成事業。	教育委員会	充実	A	実施
休日保育事業の推進	休日に仕事を持っている保護者に対して、日曜日及び祝日に保育園を開所する事業。	福祉	検討	E	検討
地域子育て支援センター事業	子育て家庭に対して、育児相談や子育てサークル支援等を地域ごとに行う事業。	福祉	検討	E	検討
つどいの広場整備事業の推進	主に乳幼児をもつ子育て中の親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合える機会を、公共施設内のスペース・商店街の空き店舗・公民館・学校の余裕教室等で提供する事業の推進。	福祉	検討	E	検討
子育て相談(保育園)の充実	保育園において、子育て相談や情報を提供する事業、専用相談室の設置。	福祉	検討	E	検討
子育て支援総合コーディネーター事業の導入の検討	地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握した子育て支援総合コーディネーターを配置し、子育て家庭に対する情報提供やケースマネジメント等の支援を行う事業の導入の検討。	福祉	検討	E	検討
ママヘルプサービス	産褥期の母親に対し、育児・家事等の支援を行う事業。	福祉	検討	E	検討

(凡例) 「対応」：事業実施に向けて対応。「実施」：(継続)実施。「充実」：事業の充実。「推進」：事業改善に向けて推進。「検討」：事業内容等の検討。

施策 (2) 保育サービスの充実

- 保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態および意向を十分に踏まえてサービスの提供体制の整備が必要です。
- こうした保育サービスの充実にあたっては、様々な規制緩和措置や民間活力を活用して量的な充足を図ります。
- 延長保育、休日保育等の多様な保育需要に応じて、広く市民が利用しやすい保育サービスを提供します。
- 保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。
- 保育サービスの質を確保する観点から、サービス評価等の事業を推進します。

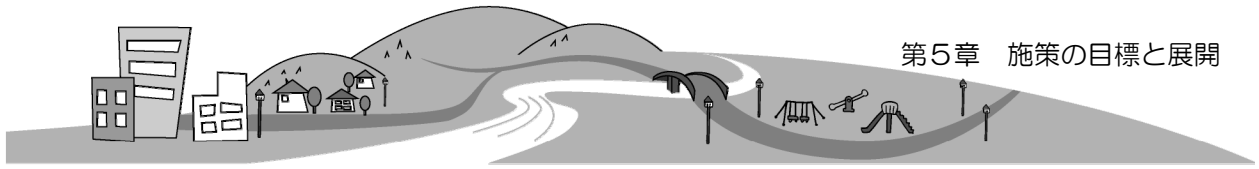


事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
通常保育事業の推進	受入れ体制の整備。	福祉	対応	A	実施
乳児保育事業の推進	産前産後休業や育児休業終了後の就労に対応するための0歳児からの保育事業。	福祉	対応	A	実施
障害児保育事業の推進	軽・中程度の集団保育が可能な障害児を受入れた保育事業。	福祉	検討	E	検討
保育園地域活動事業の推進	保育園の有する専門機能を活用した世代間交流や異年齢児交流等の事業。	福祉	検討	E	検討
保育園の整備	施設の老朽化に伴う改築や耐震性の向上を図るための整備。	福祉	検討	E	検討
保育サービス評価事業	保育サービスの質について、第三者機関が専門的、客観的立場から評価する事業。	福祉	検討	E	検討
事業所内保育施設の推進	事業所内保育施設への支援。	福祉	検討	E	検討
延長保育事業の推進	保育園の通常の開所時間外の保育ニーズへの対応を図る保育事業。	福祉	対応	A	実施

施策 (3) 子育て支援のネットワークづくり

- 子育て家庭に対しては、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークを整備します。
- 各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供を行います。
- 地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めます。

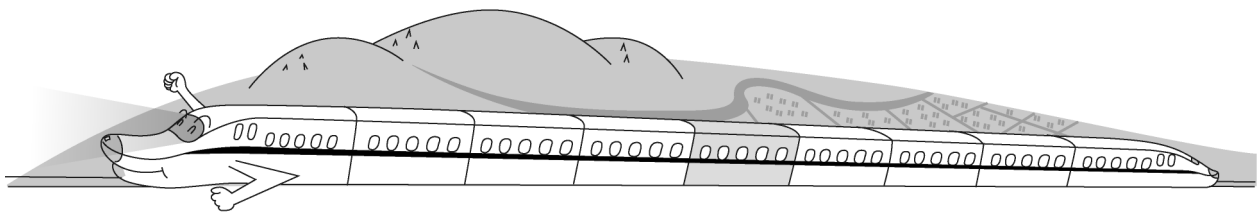
事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
少子化対策・子育て支援総合ガイドブックの作成	子育て支援情報を総合的にまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックの作成。	福祉	検討	E	検討
少子化対策・子育て支援ネットワーク会議の開催	地域において子育て支援を行っている各団体との連携。	福祉	検討	E	検討



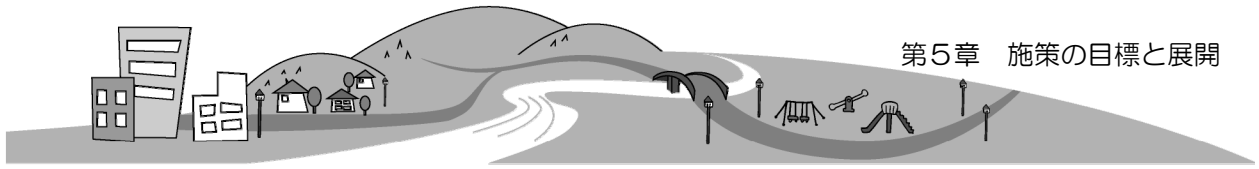
施策 (4) 児童の健全育成

- 地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊び、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。
- 児童の健全育成を図る上で、公民館、学校等の社会資源および主任児童委員、児童委員、子育てサークル、地域ボランティア、子ども会、町内会等を活用した取り組みを進めていきます。
- 学校においては、教職員の自主的な参加・協力を得つつ、学校施設の開放等を推進します。
- このような社会資源を活用して、夏季および冬季の休業日等における児童の居場所づくりに活用します。
- 主任児童委員または児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取り組みなど、子どもと子育て家庭への支援を町民と一体となって進めていきます。
- 性の逸脱行動の問題点等については、教育・啓発を推進し、少年非行等の問題を抱える児童・生徒の立ち直りを支援します。
- 保護者の子育て支援、引きこもりや不登校への対応においては、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等が連携して地域社会全体で対応することが必要であるため、地域ぐるみの支援ネットワークの構築を検討します。
- また、個別的・具体的な問題に対しては、関係機関による専門チームを編成し、対応するための参加・協力体制を整備します。
- 新規事業として、子ども手当の支給を行います。なお、児童手当は平成22年度より子ども手当の中で支給します。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
体育協会が行うジュニアスポーツ活動の支援	スポーツ活動を通し心身ともに健康な体づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援。	教育委員会	充実	A	実施
高齢者と子どもの交流イベントの開催	老人クラブ等との連携による世代間交流事業。	社会福祉協議会	実施	B	充実
児童手当の支給	「児童手当法」に基づく手当の支給。平成22年度から子ども手当の中で支給。	福祉	充実	A	実施
子ども手当の支給 (新規事業)	中学校卒業までの児童を養育している保護者に対し、子ども手当を支給。	福祉	-	-	実施
就学援助費の支給	「就学困難な児童および生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づく援助。	教育委員会	充実	A	実施



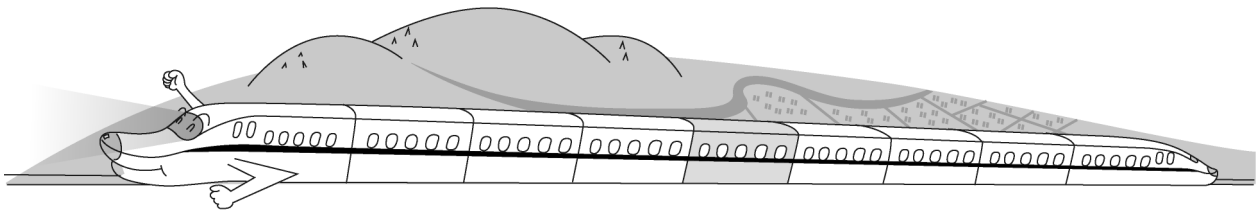
青少年相談事業の充実	関係機関との連携の強化。	福祉	検討	E	検討
街頭補導活動の推進	青少年健全推進員、防犯連絡員等による問題行動の早期発見及び未然防止。	総務 福祉	検討	E	検討
子ども情報誌の作成と発行	子育てサークルの企画編集により子ども向けの情報誌の発行。	福祉	検討	E	検討
スポーツスクール・教室の開催	スポーツ活動を通し心身ともに健康な体力づくりを目的としたスポーツスクール・教室の開催。	教育委員会	充実	A	実施
農業体験活動事業	小中学校において、地域の高齢農業者との世代間交流を行う。	産業 教育委員会	実施	B	充実
保育園の園庭開放の推進	保育園の園庭開放による、入所児童と地域児童との交流事業。	福祉	検討	E	検討
健全育成に関する啓発	青少年の健全育成に関する啓発紙の配布。	福祉	検討	E	検討
有害図書立入調査の実施	自動販売機、コンビニエンスストア等の立入調査の実施。	福祉	検討	E	検討
青少年補導委員	関係機関と連携を図った研修会の開催。	福祉	検討	E	検討
社会を明るくする運動の推進	街頭キャンペーン、標語、作文コンクール、講演会。	福祉	検討	E	検討
青少年環境浄化活動の推進	有害図書類追放、回収。	福祉	検討	E	検討
青少年育成支援サポートチームの設置	青少年の健全育成や問題行動等を起こした青少年の立ち直りを支援するために、町内関係機関及び専門の有識者等で結成したサポートチームを設置。	福祉	検討	E	検討
読み聞かせボランティア養成講座の開催	未経験者を対象とした外部講師によるボランティア養成講座。	教育委員会	充実	A	実施
読み聞かせボランティア研修の開催	読み聞かせボランティアの経験者を対象とした図書館司書による講座。	教育委員会	充実	A	実施
学校読み聞かせボランティアの育成と研修	学校等で読み聞かせボランティアをしているグループ単位で図書館司書による講座。	教育委員会	対応	C	推進
読み聞かせボランティアグループの育成と組織化	ボランティア養成講座等の修了生によるグループの育成。	教育委員会	対応	C	推進
小学校、保育園、子育てサークル等での読み聞かせの充実	保育士・教諭・図書館司書・ボランティアグループによる読み聞かせの定期的な開催。	福祉 教育委員会	充実	A	実施
小・中学校、保育園等への団体貸出の推進	団体貸出用児童図書を充実し、団体貸出利用を推進。	中央公民館	検討	E	検討
学校図書館の充実と公共図書館との連携強化	学校図書館と公共図書館が連携し、図書の内容充実等の整備を図る。	中央公民館	検討	E	検討



1歳6か月児健診における読み聞かせの場の構築	ボランティアによる読み聞かせを1歳6か月児健診に取り入れる。	福祉 教育委員会	対応	B	充実
ブックスタート事業	乳児健診時に赤ちゃんとのふれあい、ことばと心を通わす時間を持つことを目的として絵本の手渡し。	福祉	実施	A	実施

施策 (5) その他

- 施策を実施するにあたっては、地域の高齢者の参画を得るなど、世代間交流の推進を図ります。
- 保育園の園庭・園舎を開放し、子育て相談や未就園児の親子登園等を推進します。
- 各種の子育て支援サービスの場として余裕教室等の公共施設の余裕空間や商店街の空き店舗の活用を検討します。



2 母性並びに乳幼児等の健康の確保および増進

母性並びに乳幼児等の健康の確保・増進を図る観点から、保健、医療、福祉や教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実が求められています。

また、計画策定にあたっては、21世紀における母子保健の国民運動計画である「健やか親子21」の趣旨を十分踏まえて、「健康いまべつ21」を基本にして地域に根ざした住民活動との連携が必要です。

課題等

■アンケート調査結果から

保育者が安心して子どもを産み育てるために、半数以上の方が「安心して医療機関にかかれる体制を整備してほしい」と回答、子どもをもつ親は行政に「医療体制の整備」を求めているといえます。

■保護者の意見や要望から

「小学生になると医療費が給付されなくなり、それが一番つらいことです。病院にかかるとなれば青森市等へ足をのばさなければならず、車のガソリン代や交通費など、医療費の他にかってしまうのが今別町の子を持つ世帯の現状だと思います。せめて医療費だけは負担してほしい」という意見がありました。

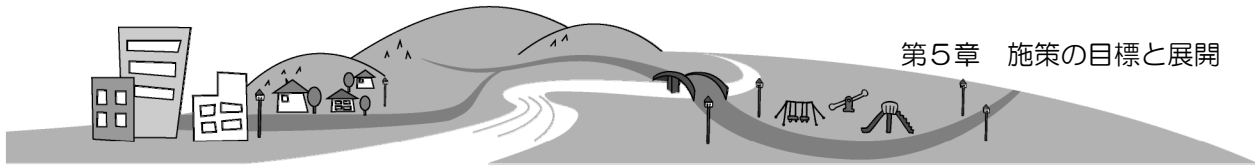
■中間評価の結果から

子どもや母親の健康の確保では、「母子健康手帳の交付と妊婦保健指導」「乳幼児相談の充実」等15事業で目標達成しましたが、「子育て支援センターの基盤整備」「妊婦の会（仮称）」の2事業で未検討となっています。

食育等の推進では、「保育園における食育教育」「離乳食指導」等6事業すべてで目標達成がみられました。

思春期保健対策の充実でも、「思春期健康教育の推進」「思春期保健相談の推進」等6事業すべてで目標達成がみられました。

一方、小児医療の充実では「休日・応急診療所」「医師会との連携強化」「情報提供体制の充実」の3事業で未検討がみられ、早急な検討が求められます。

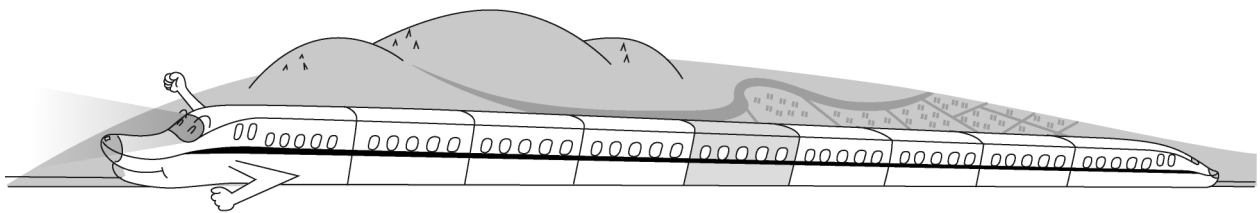


施策と方向性

施策 (1) 子どもや母親の健康の確保

- 妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。
- 親の育児不安の解消等を図るため、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期から継続した支援体制を整備します。
- こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故の予防のための啓発等の取り組みを進めます。
- 妊娠および出産の経過に満足することが良い子育てにつながることから、安全かつ快適であるとともに主体的な選択が可能であるなど、母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図るため、妊婦に対する出産準備教育や相談の場の提供等を行います。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
母子健康手帳の交付と妊婦保健指導	妊娠・出産・育児まで、一貫した健康状態等を記録する手帳の交付及び保健サービスの情報提供と妊婦保健指導。	福祉	充実	A	実施
乳幼児相談の充実	乳幼児とその親を対象とした子育て相談。	福祉	充実	A	実施
乳幼児訪問指導の充実	育児や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした訪問指導。	福祉	充実	A	実施
妊婦一般健康診査の実施（委託）	妊婦を対象とした医療機関における健康診査。	福祉	充実	A	実施
乳児一般健康診査の実施	乳児を対象とした健康診査。	福祉	充実	A	実施
1歳6か月児健康診査の実施	1歳6か月～2歳未満の幼児を対象とした集団健康診査。	福祉	充実	A	実施
2歳児健康診査の実施	2歳3か月～3歳未満の幼児を対象とした集団健康診査。	福祉	充実	A	実施
3歳児健康診査の実施	3歳3か月～4歳未満の幼児を対象とした集団健康診査。	福祉	充実	A	実施
事故防止の啓発	発達段階にあわせた事故防止情報の提供と啓発。	福祉	充実	A	実施
乳幼児医療費の支給	乳幼児を対象とした医療費の支給。	福祉	充実	A	実施

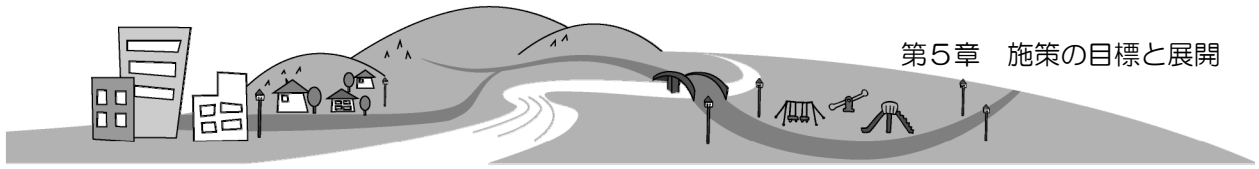


予防接種の実施	「予防接種法」に基づく予防接種。	福祉	充実	A	実施
新生児訪問	生後28日までの新生児の家庭を訪問し、身体測定や発達チェック・相談等を行う。	福祉	充実	A	実施
1歳6か月児、2歳児、3歳児の歯科保健指導	1歳6か月児・2歳児・3歳児と保護者を対象としたう歯予防に関する歯科保健指導と歯科検診。	福祉	充実	A	実施
保育園の虫歯予防教室	保育園児と保護者を対象としたう歯予防に関する講話とブラッシング指導。	福祉	充実	A	実施
フッ素化物歯面塗布	1歳6か月～就学前の幼児を対象として、フッ素化物歯面塗布と歯科保健指導を行う。	福祉	充実	A	実施
子育て支援センターの基盤整備	子育て支援の拠点。	福祉	検討	E	検討
妊婦の会（仮称）	妊娠・出産・育児について、助産婦・栄養士等の話を聞きながら妊婦同士の交流を深める。	福祉	検討	E	検討

施策（２）食育等の推進

- 朝食欠食等の食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている現状では、乳幼児期から正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが必要です。
- 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、保育園の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や子ども参加型の取り組みを進めます。
- 低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
保育園における食育教育	食生活、生活リズムの大切さの啓発とう歯予防の食習慣の啓発。	福祉	充実	A	実施
離乳食指導	離乳食のすすめ方の理解。	福祉	充実	A	実施
妊婦保健指導	妊婦の健康づくりを主とした食生活の啓発。	福祉	充実	A	実施
1歳6か月児、2歳児、3歳児における栄養相談	望ましい食習慣、う歯予防の啓発。	福祉	充実	A	実施



乳幼児相談における栄養相談	望ましい食習慣の啓発。	福祉	充実	A	実施
食育教室	幼児や小学生を対象とした望ましい食習慣の啓発。	福祉	充実	A	実施

施策 (3) 思春期保健対策の充実

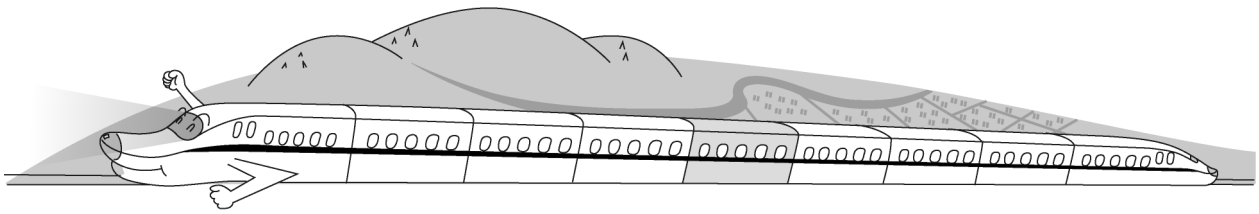
- 10歳代の人工妊娠中絶、性感染症罹患率の増大等の問題に対応するため、性に関する健全な意識の醸成と併せて、性や性感染予防に関する正しい知識を普及します。
- 喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成や、地域における相談体制の充実等を進めます。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
思春期健康教育の推進	思春期の健康問題についての正しい知識の啓発・普及。	教育委員会	充実	A	実施
思春期保健相談の推進	思春期の健康に関する電話相談。	教育委員会	充実	A	実施
喫煙防止対策の推進	各学校を通じて、性に関する正しい知識の普及啓発、飲酒、喫煙、薬物乱用を防止するための教育を充実する。	福祉	充実	A	実施
正しい性知識の普及		教育委員会	充実	A	実施
薬物乱用防止教育の推進		教育委員会	充実	A	実施
飲酒防止対策の推進		教育委員会	充実	A	実施

施策 (4) 小児医療の充実

- 小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、小児医療の充実・確保に努めます。
- 小児救急医療については、県や近隣の市町村、関係機関との連携の下に積極的に取り組みます。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
休日・応急診療所	小児救急医療の推進。	福祉	検討	E	検討
医師会との連携強化	小児医療について、各医師会との連携を強化し、救急医療体制の確保や小児科医師の育成状況の把握等を検討する。	福祉	検討	E	検討
情報提供体制の充実	小冊子の作成やホームページの設置等、小児医療に関する情報提供体制の充実を図る。	福祉	検討	E	検討



3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

出生から青年期まで、子どもの発達段階に応じて、子育て支援サービスに対するニーズは大きく異なっており、年齢に対応したきめ細やかな施策の推進が求められています。

0歳児をはじめ乳幼児期は、人に対する基本的信頼関係を形成する大事な時期です。3歳以降では、社会性やコミュニケーション能力の向上等が求められます。小学校就学後には、子どもたちが年齢の枠を超えてたくましく成長できる安全・安心な環境の確保が必要となります。思春期以降では、教育関係機関と連携を図りつつ、食育、乳幼児のふれあいの場の提供、性に関する正しい知識の普及等を進めることが必要となります。

課題等

■アンケート調査結果から

教育環境について「基本的な学習内容を繰り返し学習する授業の充実」「自ら課題を見つけ解決していく能力をつける授業の充実」が必要だと考えており、学校教育への関心の高さが見受けられます。

家庭や地域に対しては、子ども同士の交流の場として「土曜日・日曜日に活動ができたり遊べる場」「放課後などに集まって子ども同士で自主活動などができる場」の要望が高い割合となりました。子どもの地域活動やグループ活動では、活動に関心を持っている保護者が多い状況が見受けられます。

小学生がよく利用する公共施設については、「公園」を多く回答していますが、「いずれも利用しない」が半数を超えていることから、子どもの交流の場となる施設等の整備が今後の検討といえます。

■保護者の意見や要望から

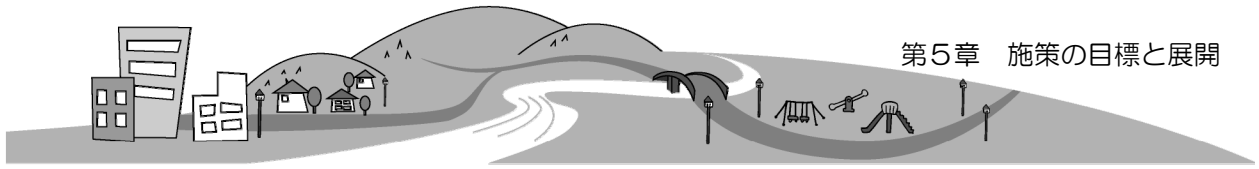
「今別町には塾等がないために、家庭学習の仕方や学力をいかにしてつけていけばよいかな等をおしえてくれる場がほしい。また高校に通う際には、家庭の負担が大きくなり不安である。相談できる窓口やサービスを気軽に調べたり、知ることができる場がほしい」という意見がありました。

■中間評価の結果から

次代の親の育成では、「いのちのお話」で目標達成しましたが、「ボランティア保育体験の実施」「天使のほほえみ教室」の2事業で未検討となっています。

子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備では、「英語指導助手(ALT)の活用」「基礎を理解する指導計画の改善・充実」等26事業で目標達成しましたが、「障害児保育事業の推進」で未検討がみられました。

家庭や地域の教育力の向上では、「子育て家庭教育に関する学習機会の充実」「スポーツス



クール・教室の開催」の2事業で目標達成しましたが、「親子で参加できるイベントの開催」で停滞、「託児つき講座の開催」で未検討がみられました。

子どもを取り巻く有害環境対策の推進では、「青少年相談事業の充実」「健全育成に関する啓発」等7事業すべてで未検討がみられ、早急な検討が求められています。

施策と方向性

施策 (1) 次代の親の育成

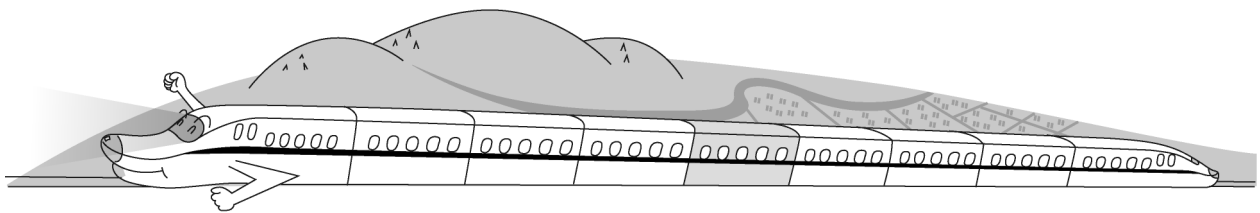
- 男女が協力して家庭を築くことや、子どもを産み育てることの意義に関する教育・広報・啓発については、各分野が連携しつつ効果的な取り組みを行います。
- 家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現することができるようにするため、地域社会の環境整備を進めます。
- 特に、中学生、高校生等が、子どもを産み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、保育園、乳幼児健診の場等を活用し、乳幼児とふれあう機会を広げます。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
ボランティア保育体験の実施	中学生が体験学習として保育園で保育を体験。	福祉	検討	E	検討
いのちのお話	小学生を対象として、助産師による「いのちのお話」出前講座の開催。	福祉	充実	A	実施
天使のほほえみ教室	中学生を対象とした赤ちゃんふれあい体験教室の実施。	福祉	検討	E	検討

施策 (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

① 確かな学力の向上

○子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身に付けさせることが重要です。このため、子ども・学校や地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実、外部人材の協力による学校の活性化等の取り組みを推進します。



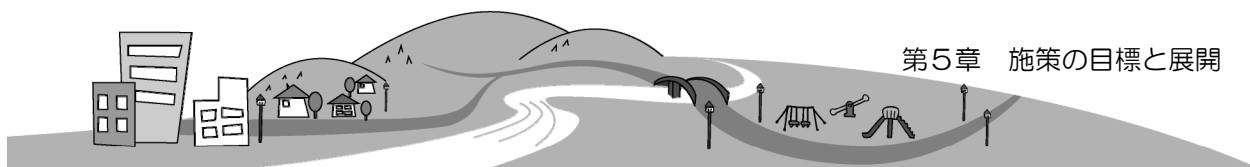
事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
英語指導助手（ALT）の活用	英語指導助手（ALT）の小学校への派遣及び保育園への派遣。	教育委員会	充実	A	実施
基礎を理解する指導計画の改善・充実	基礎・基本の確実な定着のための指導方法の工夫・改善と評価基準の見直し。	教育委員会	充実	A	実施
個々に応じた多様な指導方法の充実	習熟度別学習や少人数指導等の積極的な取入れと個々に応じたきめ細かな指導。	教育委員会	充実	A	実施
外部人材の活用	小・中学校の活性化を図るため外部人材の積極的な活用。	教育委員会	充実	A	実施
道徳教育の時間の確保	道徳の時間の確保や心のノートの効果的活用。	教育委員会	充実	A	実施

② 豊かな心の育成

○豊かな心を育むため、指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。また、地域と学校との連携・協力による多様な体験活動を推進します。

○いじめ、少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制を強化し、学校、家庭、地域および関係機関とのネットワークづくり等を整備します。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
多様な体験活動の機会の充実	自然に親しみ、情操や社会性を醸成する体験活動の推進。	教育委員会	充実	A	実施
教育相談体制の充実	来所による定期的な個別の面接相談。	教育委員会	充実	A	実施
	電話による相談。	教育委員会	充実	A	実施
	学校訪問相談員を活用した学校との情報交換。	教育委員会	充実	A	実施
	適応指導教室における支援事業。	教育委員会	充実	A	実施
	不登校児童生徒の家庭への指導員の定期的な訪問。	教育委員会	充実	A	実施
	スクールカウンセラーの活用。	教育委員会	充実	A	実施
道徳教育の時間の確保	（再掲）	教育委員会	充実	A	実施
社会人活用事業の実施	地域の人材や素材等の授業への活用と地域との交流を推進する事業。	教育委員会	充実	A	実施



③ 健やかな体の育成

○子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲や能力を育成するため、優れた指導者の育成や確保、指導方法の工夫および改善等を進め、体育の授業を充実します。

○子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携により改善し、また充実させるなど、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

○生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を子どもに身に付けさせるための健康教育を推進します。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
体育授業の充実	指導計画・指導方法の工夫。	教育委員会	充実	A	実施
運動部活動の支援	外部指導者の導入等による運動部活動の充実。	教育委員会	充実	A	実施
健康教育（保健）	関係機関・団体との連携等による指導の充実。	教育委員会	充実	A	実施
歯科保健対策の推進	小・中学生を対象とした歯科保健に関する意識の啓発。	教育委員会	充実	A	実施
小児生活習慣病予防健康診断事業の推進	肥満等により指導が必要な児童に対する生活習慣病予防のための指導。	教育委員会	充実	A	実施
健やかな体の育成・食育の充実	給食を通して、栄養の知識や食の大切さの指導。	教育委員会	充実	A	実施
	地産地消を推進しながら食育を実施。	教育委員会	充実	A	実施

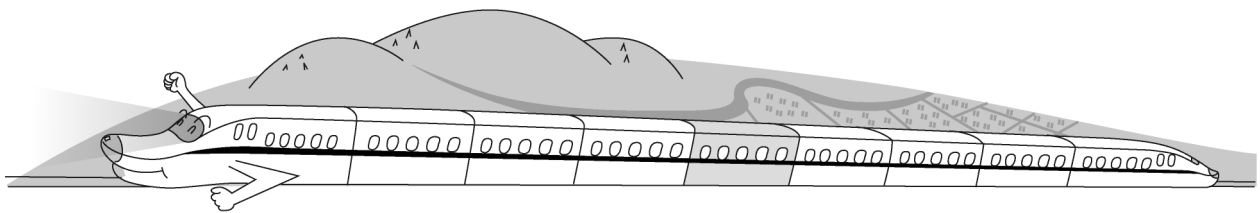
④ 信頼される学校づくり

○学校評議員体制を活用し、地域および家庭と学校が連携・協力することで、地域に根ざした特色ある学校づくりを進めます。

○また、指導力不足教員に対して厳格に対応するとともに、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価し、それを配置、処遇、研修等に適切に結び付けていきます。

○子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行います。

○学校においては、児童生徒が安心して教育を受けることができるよう、家庭や地域の関係機関・関係団体とも連携しながら、安全管理に関する取り組みを継続的に進めます。



事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
開かれた学校づくり	学校評議委員制度の活用。	教育委員会	充実	A	実施
信頼される学校づくり	活動への補助及び行事への協力。	教育委員会	充実	A	実施
各小中学校PTA連絡協議会への支援		教育委員会	充実	A	実施
社会人活用事業の実施	(再掲)	教育委員会	充実	A	実施

⑤ 幼児教育の充実

○幼児保育の充実のため、幼児保育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めていきます。

○保育園と小学校との連携の推進等を図っていきます。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
障害児保育事業の推進	(再掲)	福祉	検討	E	検討
保育園と小学校の連携	保育園から小学校への円滑な移行のための連携強化。	福祉	対応	A	実施

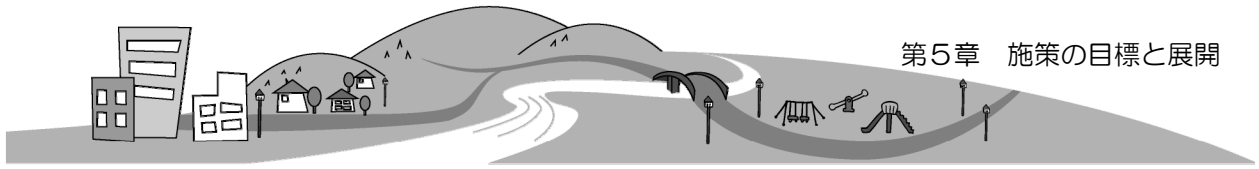
施策 (3) 家庭や地域の教育力の向上

① 家庭教育への支援の充実

○家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的倫理観や社会的なマナー、自制心、自立心等を育成する上で重要な役割を果たすものです。

○育児不安や児童虐待の背景として、近年の核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化等に伴う家庭の教育力の低下が指摘されていることを踏まえ、公民館等の社会教育施設をはじめ、乳幼児健診や就学時健診等の多くの親が集まるあらゆる機会を活用し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。

○子育て経験者等を「子育てサポート」として養成・配置等することで、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制を整備し、子育てサークル活動への支援等、地域で子育てを支援するネットワークの形成を図ります。



事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
子育て相談の充実	子育て相談、情報の提供。	福祉	充実	B	充実
子育て家庭教育に関する学習機会の充実	公民館等における幼稚園・小学校等と連携した子育て支援や家庭教育に関する講座・教室の開催。	中央公民館	充実	A	実施

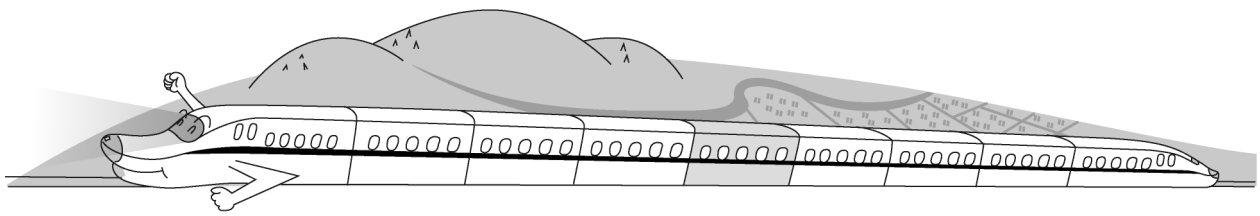
② 地域の教育力の向上

○子どもが、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力を備えた生きる力を、学校、家庭および地域が相互に連携しつつ社会全体で育てていくことが必要です。

○地域住民や関係機関等の協力のもと、森林等の豊かな自然環境等、地域における教育資源を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実、世代間交流の推進および学校施設の地域開放、総合型地域スポーツクラブの整備、スポーツ指導者の育成等、スポーツに対する子どもたちの多様なニーズに応える地域のスポーツ環境の整備を図ること等により、地域の教育力を向上させます。

○地域における子育てに関連した様々な活動に学校の教職員が自主的に参加するよう働きかけます。

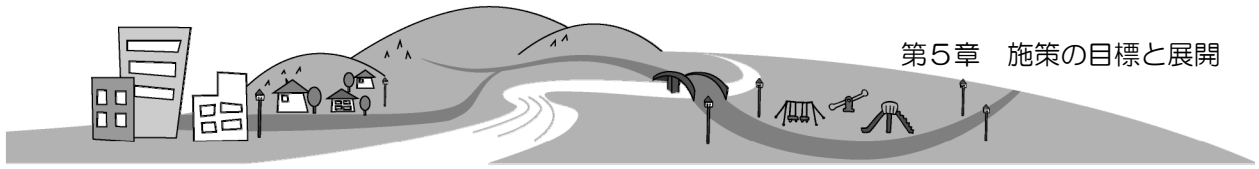
事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
親子で参加できるイベントの開催	親子で参加できる各種体験活動の推進。	教育委員会	対応	C	推進
子ども会等地域活動の機会の充実	地域や関係機関等の協力による地域活動促進。	教育委員会	対応	B	充実
ジュニアスポーツ活動の支援	スポーツ活動を通じた心身ともに健康な体力づくりを目的としたジュニアスポーツ活動への支援。	教育委員会	充実	B	充実
自然体験講座の開催	森林や河川等の自然に子どもがふれあい、自然を体験するための講座を開催。	教育委員会	充実	B	充実
スポーツスクール・教室の開催	(再掲)	教育委員会	充実	A	実施
託児つき講座の開催	就学前の子どもをもつ親が参加しやすいよう託児つきの講座の開催。	教育委員会	検討	E	検討



施策 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

○街中の一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力などに関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については子どもに対する悪影響が懸念される状況であることから、関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけます。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
青少年相談事業の充実	(再掲)	福祉	検討	E	検討
健全育成に関する啓発	(再掲)	福祉	検討	E	検討
街頭補導活動の推進	(再掲)	総務 福祉	検討	E	検討
有害図書立入調査の実施	(再掲)	福祉	検討	E	検討
青少年補導委員研修会の開催	関係機関と連携を図った研修会の開催。	福祉	検討	E	検討
地域ぐるみ青少年健全育成活動の推進	関係機関の連携を図り、地域での青少年育成活動を推進する事業。	福祉	検討	E	検討
インターネットの適正利用の啓発	インターネットにおける正しい知識やモラル、出会い系サイトやアダルトサイト等による犯罪防止及び被害防止のための啓発事業。	福祉	検討	E	検討



4 子育てを支援する生活環境の整備

子育てしている家庭や子育てを担う世代を中心に、広くゆとりのある居住空間を確保し、1人でも多くの子どもが育てられる環境が求められています。

また、子どもの視点に立った安全な道路の整備、安心して親子が外出できる環境の整備、さらには子どもが犯罪にあわないようなまちづくりを地域で推進することが求められています。

課題等

■アンケート調査結果から

環境については、「雨の日に遊べる場所がない」「近くに遊び場がない」と感じていて、「遊具などの種類が充実していない」「遊び場周辺の道路が危険である」など遊び場について不満を持っているようです。

また、就学前児童・小学生の保護者ともに安心して子どもを産み育てるために「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」と回答した割合も高いことから、子連れでも出かけやすく楽しめる場所の充実を期待している割合が高く、公共施設の整備をはじめとした子育て家庭への配慮が求められています。

■保護者の意見や要望から

「今別町内で授乳したい時やオムツを替える時にとっても困りました。せめて役場か開発センターくらいはオムツ交換台と授乳室を設置してほしい」という要望があります。

■中間評価の結果から

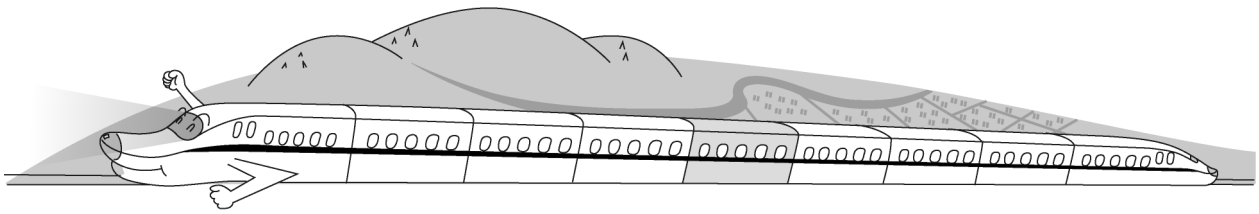
良質な住宅の確保では、「計画的な公営住宅の建て替え」「持家取得・賃貸住宅供給の促進」「宅地供給の促進」の3事業で未検討がみられました。

良好な居住環境の確保では、「公園等の整備」「公共賃貸住宅等の整備」の2事業で停滞、「シックハウス相談窓口の設置」で未検討がみられました。

安全な道路交通環境の整備では、「交通安全施設の整備」の3事業で目標達成しました。

安心して外出できる環境の整備では、「公共交通機関のバリアフリー化」事業に改善、「建築物のバリアフリー化」「ベビーシート・多目的トイレの設置、広いスペースの確保及びオムツ交換台の設置」等4事業で未検討がみられました。

安全・安心なまちづくりの推進等では、「防犯灯の設置」で目標達成、「防犯グッズの周知啓発」で停滞がみられました。



施策と方向性

施策 (1) 良質な住宅の確保

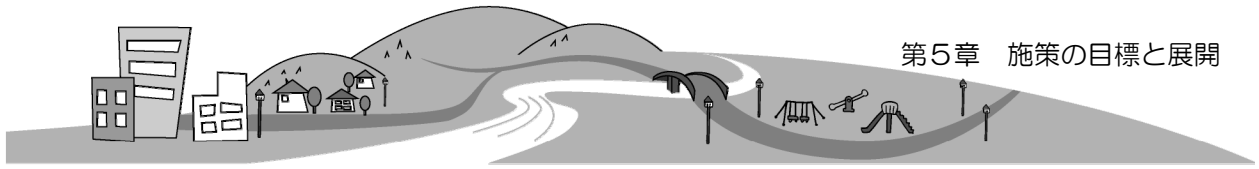
- 子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取り組みを推進します。
- 公共賃貸住宅においては、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるよう、優先入居についての検討を行います。
- さらに、町民に身近な役場として、持家または借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等を進めます。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
計画的な公営住宅の建て替え	町営住宅の建て替えを促進する。	建設	検討	E	検討
持家取得・賃貸住宅供給の促進	公的融資制度の充実。	建設	検討	E	検討
宅地供給の促進	基盤整備のための区画整理事業の推進や市街化区域内の宅地化の促進と民間の秩序ある宅地開発の誘導。	建設	検討	E	検討

施策 (2) 良好な居住環境の確保

- 公共賃貸住宅等の整備においては、地域の実情等を踏まえつつ、保育園等の子育て支援施設の一体的な整備を検討します。
- 室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策を推進します。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
公園等の整備	居住環境に配慮した公園及び緑地の整備。	建設 企画 産業	検討	C	推進
シックハウス相談窓口の設置	シックハウスについての対策等の相談窓口を設置する。	建設	検討	E	検討
公共賃貸住宅等の整備	公営住宅等の整備。	建設	検討	C	推進



施策 (3) 安全な道路交通環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安全・安心して通行することができる道路交通環境を整備するため、次の取り組みを行うことが必要です。

○高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）に基づき、幅の広い歩道の整備を推進します。

○死傷事故発生割合が高い「あんしん歩行エリア」においては、歩道、ハンプ（段差）、クランク（鉤型十字路）等の整備を重点的に実施し、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等を推進します。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
地域の道路の整備	道路・歩道の整備。	建設	実施	B	充実
交通安全施設の整備	通学路整備・交差点改良整備・道路照明灯設置。	総務建設	実施	A	実施
	防護柵・道路反射鏡。	総務建設	実施	A	実施
	信号の設置要望。	総務	実施	A	実施

施策 (4) 安心して外出できる環境の整備

① 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化

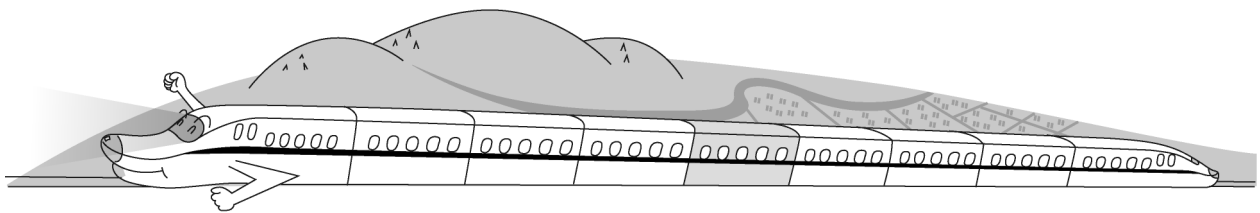
○妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のためのバリアフリー化を推進します。

② 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備

○公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備や商店街の空き店舗等を活用した託児施設等の場の整備を推進します。

③ 子育て世帯への情報提供

○「子育てバリアフリー」マップの作成・配布や、各種のバリアフリー施設の整備状況等、子育て世帯へのバリアフリー情報の提供を推進します。

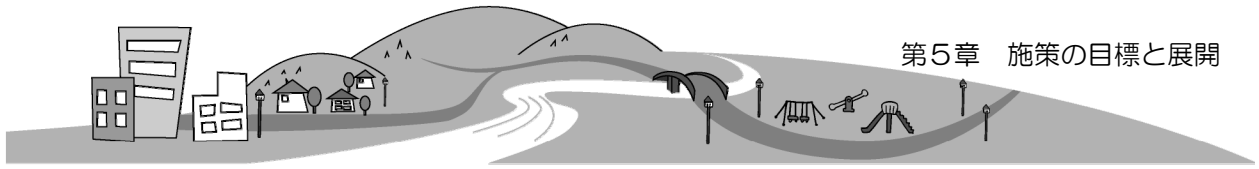


事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
公共交通機関のバリアフリー化	ノンステップバスの導入促進。	総務	実施	B	充実
建築物のバリアフリー化	建築物における段差の解消、スロープの設置等。	建設	検討	E	検討
ベビーシート・多目的トイレの設置、広いスペースの確保及びオムツ交換台の設置	人が多く集まる場所において、トイレ等にベビーシートやオムツ交換台の設置等の推進。	企画 福祉 産業	検討	E	検討
授乳スペースの確保	人が多く集まる場所において、授乳スペースの確保の推進。	建設 福祉	検討	E	検討
インターネットによるバリアフリー情報の提供	インターネットにおいて、町内の公共施設や公共交通機関等のバリアフリー情報を提供する。	企画	検討	E	検討

施策 (5) 安全・安心なまちづくりの推進等

- 通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備を推進します。
- 道路、公園、駐車・駐輪場および公衆便所並びに共同住宅の構造・設備の改善、防犯設備の整備を推進します。また、これらの必要性に関する広報啓発活動を実施します。
- 侵入による犯罪の防止を図るため、関係機関・団体と連携して、防犯性能の高いドア、窓、シャッターなどの建物部品や優良防犯機器の普及促進を図ります。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
防犯灯の設置	町内各所に防犯灯を設置。	総務	実施	A	実施
防犯グッズの周知啓発	広報等により各種防犯グッズの啓発。	総務	実施	C	推進



5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

就労している母親、就労を希望している母親が増えている状況の中、仕事と子育ての両立が大きな課題となっています。

また、非正規雇用者として働く女性の労働条件は低く、男性は仕事本位、企業本位の環境の中で就労しています。このような状況は結果として少子化をもたらしてしまいます。

仕事と生活の調和がとれた社会を実現させるには、仕事と子育ての両立のための「①就労による経済的自立が可能な社会」「②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会」「③多様な働き方・生き方が選択できる社会」をめざす必要があることから、社会システムそのものを両立支援型に構築し直す必要があります。

課題等

■アンケート調査結果から

7割前後の母親が就労し、ほとんどの父親が就労しています。主な保育者である母親の就労実態では、1週間の就労日数「5日」以上が約8割を占めており、仕事と子育ての両立を図るうえでの負担の大きさが感じられる結果でした。

また、育児休業を活用した母親の割合は1割未満のごく少数で、育児休業を取りたくても取得しにくい経済的な背景がみえ、子どもが小さいうちから仕事と子育てを両立させながら忙しく働く母親の姿がみえてきます。また、「育児休業を活用した父親」はいませんでした。

これらのことから、女性が仕事と子育てを両立させるためには、企業をはじめ働きやすい環境整備が求められており、両立を阻害する要因の改善と両立するための体制の確立が必要だと考えられます。

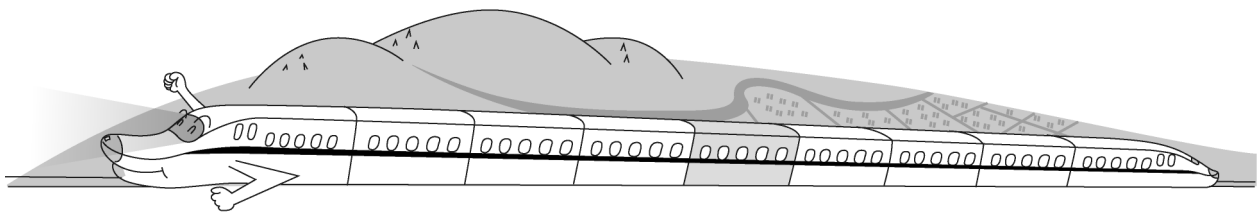
■保護者の意見や要望から

「行政の子育て支援では土・日は必ず休みなのに反して、一般企業は土・日とも休みの会社は少ないため、その点をもう少し考慮してほしい」という意見が多くありました。（前回計画調査より）

■中間評価の結果から

多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し等では、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実」で目標達成しましたが、「ハローワーク等関係機関との連携」「男女が働きやすい環境づくりセミナーの開催協力」等8事業で未検討がみられました。

仕事と子育ての両立の推進では、「通常保育事業の推進」「乳児保育事業の推進」等4事業で目標達成しましたが、「障害児保育事業の推進」「休日保育事業の推進」等4事業で未検討がみられました。

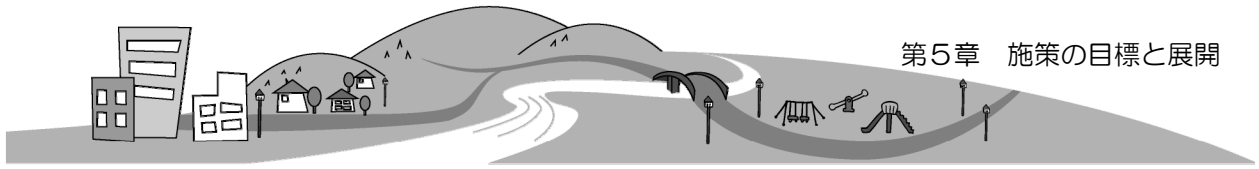


施策と方向性

施策 (1) 多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直し等

- 男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めていきます。
- 職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の職場における働きやすい環境を阻害する慣行、その他の諸要因を解消します。
- 労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等について、国や県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

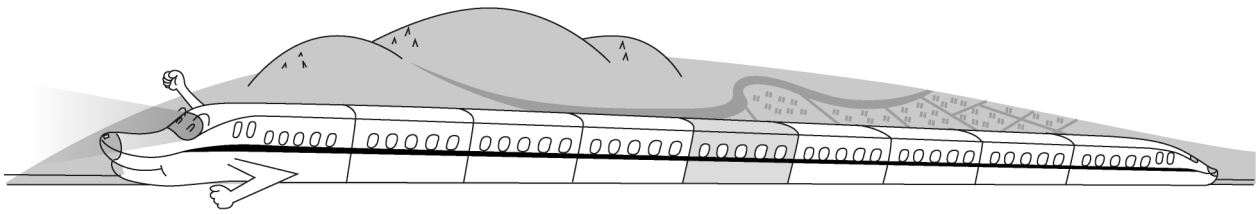
事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
ハローワーク等関係機関との連携	関係機関と連携した雇用及び労働条件の改善。	福祉	検討	E	検討
男女が働きやすい環境づくりセミナーの開催協力	社会一般の認識や理解を深めるとともに、職業人としての自己啓発を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知。	福祉	検討	E	検討
仕事と家庭の両立を考えるセミナーの開催協力	育児・介護休業法の趣旨や内容についての啓発を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知。	福祉	検討	E	検討
再就職準備セミナーの開催協力	育児により仕事を中断し、その後就職を希望している人に対して、再就職に必要な知識の習得を図るセミナーの開催に協力し、広報等により周知。	福祉	検討	E	検討
労働相談・職業相談の開催協力	労働問題及び職業相談の開催協力と広報等による周知。	福祉	検討	E	検討
仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供	男女雇用機会均等法・労働基準法・育児・介護休業法等の周知。	福祉	検討	E	検討
男女共同参画社会の必要性の啓発	男女共同参画社会の必要性を啓発するとともに女性が仕事をしながら子育てをすることへの理解と支援の必要性の啓発。	福祉	検討	E	検討
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	（再掲）	福祉 教育委員会	充実	A	実施
休日保育事業の推進	（再掲）	福祉	検討	E	検討
緊急・一時保育事業の推進	保護者の疾病や冠婚葬祭、介護・育児疲れ解消等の理由により、児童の保育が困難になったときの一時預かり事業。	福祉	対応	B	充実



施策 (2) 仕事と子育ての両立の推進と基盤整備

- 保育サービスおよび放課後児童健全育成事業の検討を行います。
- 仕事と子育ての両立のための支援体制の整備、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等について、国や県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進します。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
通常保育事業の推進	(再掲)	福祉	対応	A	実施
乳児保育事業の推進	(再掲)	福祉	対応	A	実施
障害児保育事業の推進	(再掲)	福祉	検討	E	検討
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	(再掲)	福祉 教育委員会	充実	A	実施
休日保育事業の推進	(再掲)	福祉	検討	E	検討
緊急・一時保育事業の推進	(再掲)	福祉	対応	B	充実
子育て支援総合コーディネート事業の導入の検討	(再掲)	福祉	検討	E	検討
延長保育事業の推進	(再掲)	福祉	対応	A	実施
男性子育て講座の開催	男性が子育てに参加するための講座の開催。	福祉	検討	E	検討



6 子ども等の安全確保

学校への登下校時や放課後など、子どもたちを被害対象とした事件は後を絶ちません。

子どもの安全を守るのは“大人の責任”です。小学校に通う子どもたちは体力、判断力ともまだ未成熟であるため、子どもたちの危機意識を高めるための教育と、周囲の大人が責任を持って子どもたちを守ろうという姿勢が大変重要になります。

課題等

■アンケート調査結果から

地域の環境整備においては、「買い物や用事の合間に気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」に回答が集まっており、親子のふれあいの場や子育てに気遣った整備のために、地域の環境整備を検討すべき課題といえます。

■保護者の意見や要望から

「小学校・中学校の登下校時（特に遅い時間の帰宅時など）に町のスクールバスを各地区に巡回させてほしい。徒歩で登下校している生徒もいて、冬季のスクールゾーンの安全性・危険性・防犯上の面からもバスの巡回をしてほしい」という意見が圧倒的に多くありました。他に、「バイパスが通学路になっていて危険なため、横断歩道を設置する、街灯を増やすなどしてほしい」と希望しています。（前回計画調査より）

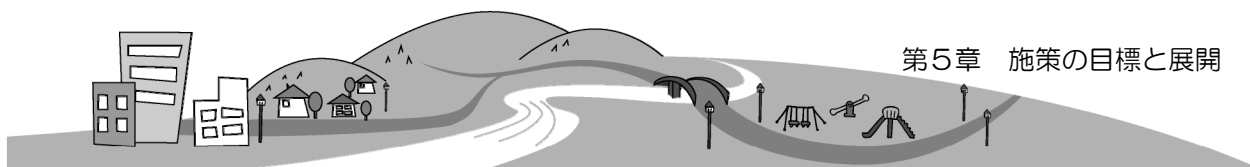
上記のような保護者等の意見・要望を受け、現在、小学校では通学バスが巡回していません。

■中間評価の結果から

子どもの交通安全を確保するための活動の推進では、「交通安全広報活動の推進」と「交通安全教育の促進」のうち1事業で目標達成、「交通安全教育の促進」のうち2事業で未検討がみられました。

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進では、「防犯灯設置への支援」で目標達成、「犯罪・被害情報の提供」で停滞、「パトロール活動の推進」のうち1事業と「地域安全教育の促進」の2事業で未検討がみられました。

被害にあった子どもの保護の推進では、「相談体制の整備の検討」が未検討となっています。



施策と方向性

施策 (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

① 交通安全教育の推進

- 子どもおよび子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき段階的かつ体系的に行います。
- 地域の実情に即した交通安全教育を推進するため、交通安全教育にあたる職員の指導力の向上や、地域における民間の指導者を育成します。

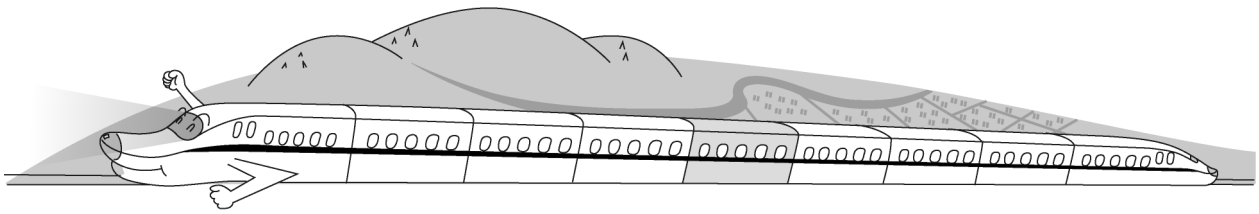
② チャイルドシートの正しい使用方法の徹底

- チャイルドシートの正しい使用方法の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果および正しい使用方法についての普及啓発活動を積極的に展開します。
- 正しい使用を指導する指導員を養成することにより、幼児の保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図るほか、チャイルドシートの再利用活動を積極的に実施・拡充することにより、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを進めます。

③ チャイルドシートの貸付事業の推進

- 当町では、乳幼児の健全育成支援、交通安全対策および少子化対策の一環としてチャイルドシート貸付事業を実施しており、今後、同事業の推進を図っていきます。対象者は、乳幼児（6歳未満）と同居する保護者、または外国人登録法による外国人登録原票に登録されている人となっています。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
交通安全広報活動の推進	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等の実施。	総務	実施	A	実施
交通事故・事故防止情報の提供	子どもを交通事故の被害から守るための情報提供。	総務	実施	C	推進
交通安全教育の促進	保育園・小学校・中学校等での交通安全教室の開催。	総務	実施	A	実施
	交通安全ポスターの募集。	総務	検討	E	検討
	子ども自転車大会の開催。	総務	検討	E	検討



施策 (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、次の施策を講ずることが必要です。

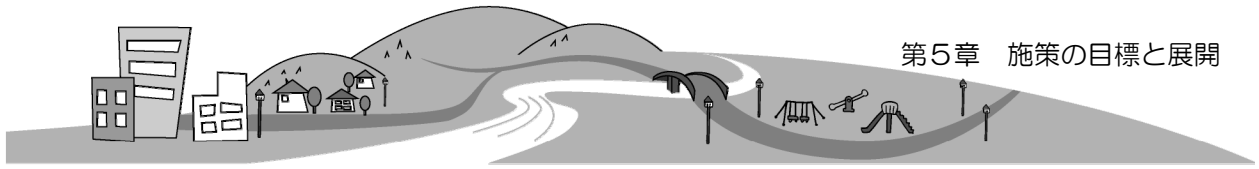
- 市民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報の提供を推進します。
- 子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を実施します。
- 学校付近や通学路等においてPTA等の学校関係者や防犯ボランティア等と連携したパトロール活動を推進します。
- 子どもが犯罪の被害にあわないようにするための防犯講習を実施します。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
地域安全広報活動の推進	地域や関係機関が連携した街頭キャンペーン等の実施。	総務	実施	B	充実
犯罪・被害情報の提供	子どもを犯罪の被害から守るための情報提供。	総務	実施	C	推進
防犯灯設置への支援	町内会への防犯灯設置補助の継続。	総務	実施	A	実施
パトロール活動の推進	地域と関係機関が連携したパトロール活動の実施。	総務	実施	B	充実
	老人クラブを母体とし、散歩がてら公園や街路にいる子どもたちに声をかける。	総務 社会福祉協議会	検討	E	検討
地域安全教育の促進	公民館等での地域安全教室の開催。	総務	検討	E	検討
	幼児・児童の保護者への地域安全教室の開催。	総務	検討	E	検討

施策 (3) 被害にあった子どもの保護の推進

- 犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
相談体制の整備の検討	関係機関と連携したきめ細かな相談体制の整備の検討。	福祉	検討	E	検討



7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

虐待は子どもに対する重大な権利侵害であり、その防止に向けては社会全体で取り組むべき課題です。その取り組みの推進にあたっては、常に「子どもの最善の利益」への配慮を基本として、児童虐待を予防し、発見から再発防止、さらには社会的自立に至るまで、対象の親子に対し用意することが求められています。

離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭、特に母子家庭が急増しています。母子家庭の場合は、事業主の理解不足等から、収入面や雇用条件面で不利な点も多い上に、離婚した相手からの養育費の支払いがされていないケースも多く、総合的な支援策が求められています。

また、障害についての社会的な理解は今なお十分ではないことから、障害児のいる家庭においても周囲の理解不足等という問題があり、教育的支援や相談支援、適切な情報の周知などの総合的な支援策が求められています。

課題等

■アンケート調査結果から

子育てに係わる不安や負担をなんとなく感じる人が3割以上います。不安の内容では、「子どもを叱りすぎている気がする」「子どもの教育に関すること」「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」の悩みが多く、就学前児童の保育者は「病気や発育に関すること」も悩みとなっています。

さらには、子育てする上で悩んでいることでは、「子育てに出費がかさむ」「自分の自由な時間が持てない」とした回答割合が高くなっています。

これらのことから、虐待・いじめ等の問題、不況や所得低下などの経済問題が社会を賑わすなかで、自分の時間が取れないことや家計・教育費などの不安と悩みがストレスとして蓄積している母親像が浮かんできます。

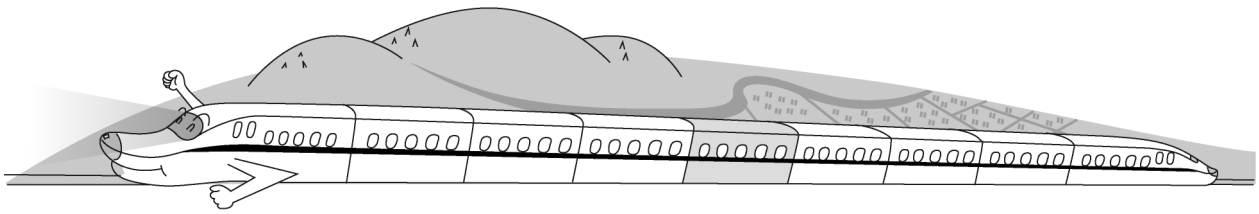
■保護者の意見や要望から

「ひとり親などひとりで子育てをしている親子に対する支援・サービスなどの情報をもっといろんな形で教えてほしい」という意見がありました。（前期計画調査より）

■中間評価の結果から

児童虐待防止対策の充実では、「虐待に関する相談の充実」「虐待の早期発見と予防」等3事業が改善、「家庭支援ネットワーク協議会の推進」「虐待防止ネットワークの活用」の2事業が未検討となっています。

母子家庭等の自立支援の推進では、「児童扶養手当の支給」「母子家庭等医療福祉費の支給」の2事業で目標達成、「遺児手当の支給」「婦人相談の充実」等5事業で未検討となっています。



障害児施策の実施では、「短期入所事業の充実」「特別児童扶養手当の支給」等9事業で目標達成、「障害児保育事業の推進」「障害者扶助料」等7事業で未検討となっています。

施策と方向性

施策 (1) 児童虐待防止対策の充実

○虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての児童の健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を講じます。また、福祉関係者のみならず、医療、保健、教育、警察等の地域における関係機関の協力体制を構築します。

○特に虐待防止ネットワークは、予防から自立支援に至るまですべての段階で有効であり、関係行政機関のみならず、NPOやボランティア団体等も含めた幅広い参加と、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々のケースの解決につながるような取り組みが期待されていることから、積極的な設置を働きかけていきます。

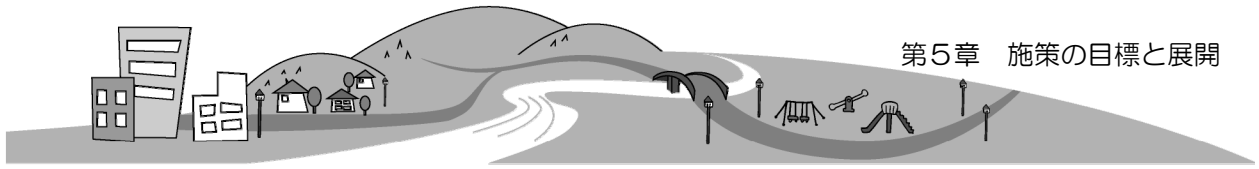
具体的には、

- ①発生予防として、日常的な育児相談機能の強化や、養育者が精神的にも肉体的にも最も支援を必要とする出産後間もない時期を中心とした母子保健事業や日常診療等の強化、グループワーク等による養育者の孤立を防ぐための専門的な支援サービスメニューの充実
- ②虐待の早期発見・早期対応として、児童虐待に着目した福祉事務所（家庭児童相談室）および町における取り組みの充実や主任児童委員、児童委員等の積極的な活用
- ③保護、支援等として、虐待の進行防止、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化をめざした在宅支援の充実等

を図ることが必要です。

○母親の育児不安や虐待・いじめ等の問題に早期に対応するための相談体制の整備等、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進します。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
虐待に関する相談の充実	児童虐待に関する相談、指導。	福祉	充実	B	充実
虐待の早期発見と予防	健康相談・健康診査・訪問指導等あらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援。	福祉	充実	B	充実
主任児童委員、民生児童委員の活用	児童虐待の早期発見、早期対応のための主任児童委員、民生児童委員の積極的活用。	福祉	充実	B	充実

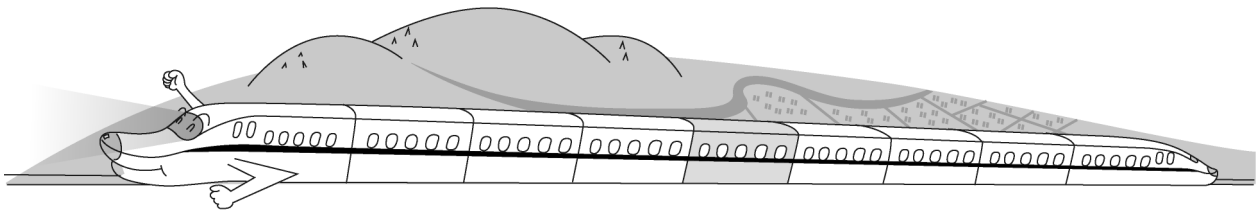


家庭支援ネットワーク協議会の推進	関係各課・機関との情報交換による児童虐待の早期発見・防止活動・援助活動及び啓発活動。	福祉	検討	E	検討
虐待防止ネットワークの活用	関係機関との情報交換による児童虐待の実態把握、サポート及び啓発活動。	福祉	検討	E	検討

施策 (2) 母子家庭等の自立支援の推進

- 離婚の増加等により母子家庭等が急増している中で、母子家庭等の児童の健全な育成を図るためには、「母子および寡婦福祉法」や「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」（平成15年法律第126号）の規定を踏まえたきめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策および経済的支援策について、地域の母子家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施します。
- 具体的には、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業および保育園の入所に際しての配慮等の各種支援策を推進します。
- 母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な施策を講ずるように努めます。
- 母子家庭等に対する相談体制の充実や施策・取り組みについての情報提供を行います。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
児童扶養手当の支給	「児童扶養手当法」に基づく手当の支給。	福祉	対応	A	実施
遺児手当の支給	「遺児手当支給条例」に基づく遺児を養育している人を対象とした手当の支給。	福祉	検討	E	検討
婦人相談の充実	婦人の抱える諸問題に対する相談・助言・指導。	福祉	検討	E	検討
母子家庭等医療福祉費の支給	母子家庭及び父子家庭の保護者並びにこれらの家庭の児童を対象とした医療費の支給。	福祉	充実	A	実施
母子寡婦福祉資金の貸付	「母子および寡婦福祉法」に基づく福祉金の貸付。	社会福祉協議会	検討	E	検討
母子家庭等の親への就業支援	母子家庭自立支援教育訓練給付金・母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給。	福祉	対応	D	検討
親子関係を深めるための行事の充実	母と子、父と子のふれあいを深めるための親子関係の行事の推進と子育てに対する意識の向上。	福祉	検討	E	検討

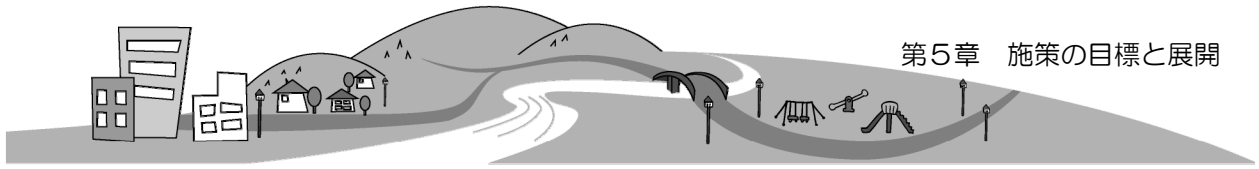


母子家庭日常生活支援事業	母子家庭等における技能習得のための通学、疾病等による一時的な生活援助若しくは保育サービスの実施。	福祉	検討	E	検討
--------------	--	----	----	---	----

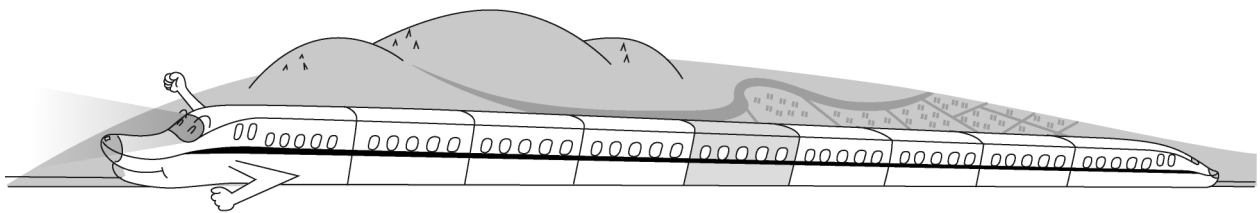
施策 (3) 障害児施策の実施

- 障害の原因となる疾病や事故の予防および早期発見・治療の推進を図るため、妊婦および乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進します。
- 障害児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療および医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みを推進します。
- 障害児通園（デイサービス）事業を通じて保護者に対する育児相談を推進すること等、家族への支援も併せて行います。
- さらに、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等、教育および療育に特別のニーズのある子どもについて、教員の資質向上を図りつつ適切な教育的支援を行います。
- 保育園や放課後児童健全育成事業における障害児の受け入れを推進するとともに、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

事業名	推進の内容	担当課	前期	評価	後期
短期入所事業の充実	保護者の疾病等の理由により、家庭において障害児を一時的に介護できないとき、入所施設で一時的に預かる事業。	福祉	充実	A	実施
障害児保育事業の推進	(再掲)	福祉	検討	E	検討
特別児童扶養手当の支給	障害児の養育者に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給。	福祉	対応	A	実施
障害児福祉手当の支給	障害児に対する「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づく手当の支給。	福祉	対応	A	実施
障害者扶助料	心身に重度の障害がある人、またはその人を監督保護している人を対象とした手当の支給。	福祉	検討	E	検討
重度心身障害児等医療費の支給	重度心身障害児等を対象とした医療費の支給。	福祉	充実	A	実施
遺児へ入学・卒業（中学校）祝金の支給	遺児手当受給児童・生徒へ入学祝金、中学校卒業生には卒業祝金を支給。	福祉	充実	A	実施



補助具の交付及び日常生活用具の給付	補助具の交付及び日常生活用具の給付。	福祉	充実	A	実施
当事者団体への支援	団体活動支援。	福祉	検討	E	検討
特別支援教育の充実	就学指導委員会の判定を受け、小・中学生の保護者が希望した場合の特別支援学級等での受入れ。	教育委員会	充実	A	実施
	補助員配置による障害児教育。	教育委員会	充実	A	実施
障害児デイサービス事業の充実	社会適応訓練を中心としたデイサービス。	福祉	充実	A	実施
徘徊知的障害児等家族支援事業	徘徊知的障害児の探索のため、GPSを利用した器具の貸し出し。	福祉	検討	E	検討
レスパイトサービスの実施	介護疲れや緊急時の介護の支援。	福祉	検討	E	検討
ガイドヘルプ事業	脳性麻痺、視覚障害児の移動の支援。	福祉	検討	E	検討
肢体不自由児童生徒介護員派遣事業	肢体不自由児童・生徒を対象にホームヘルパーの派遣。	福祉	検討	E	検討



8 若者が地元で働き、結婚しやすい環境づくり

若年者の失業やアルバイト等の不安定な雇用による経済的自立の遅れが、未婚化等の要因の一つになることが指摘されています。また、県内の若者は進学、就職を機に県外へ流出する実態が見られることから、県内における若年者の就業機会の確保等に努めるとともに、地元で就労した若者が、結婚しやすい環境づくりを推進します。

課題等

■現状から

若者の県外流出を抑えるために就労場の確保とともに、行政・地域・企業などが協力して結婚しやすい魅力ある環境づくりが必要です。

■若者の意見や要望から

若者が地元で暮らすためには、経済的自立に対する多様な就労の場の確保と、就労の支援が求められています。

施策と方向性

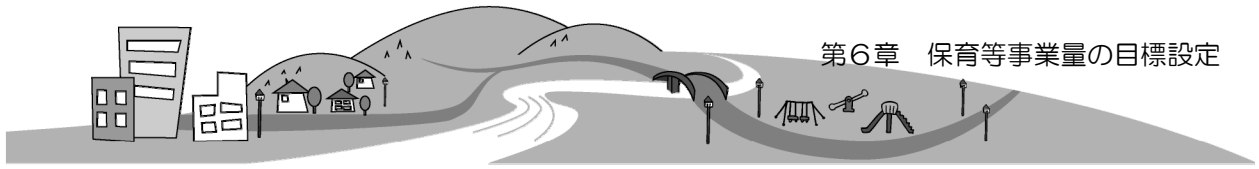
施策 (1) 多様な就労の場の確保と就労の支援

- 若年者等の多様な就労の場を確保するため、新規創業や新分野進出など企業活動の活性化を支援します。特に、新規就農者に対する支援の強化や、進路決定前の学生や就農をめざす人の実地体験等を充実します。
- 若年者等の就業を推進するため、勤労観等の醸成や企業のニーズにあった人材の育成、就業能力開発等を推進します。
- 若者のU・J・Iターン推進に向けた支援制度の検討を行います。

施策 (2) 行政、地域、企業等における結婚しやすい環境づくりの推進

- 若者の結婚に対する意識調査や結婚対策等の施策を推進し、男女の出会いや交流が幅広くできるように県内外の市町村や各団体に情報提供します。
- 男女の交流機会の提供や結婚に関する相談等、行政や地域、企業等が行える結婚しやすい環境づくりについて、支援の在り方を検討します。

第6章 保育等事業量の目標設定



第6章 保育等事業量の目標設定

目標事業量の設定にあたっては、アンケート調査等により把握した各事業のニーズを新待機児童ゼロ作戦（平成20年7月27日厚生労働省策定）の目標年度である平成29年度に達成されるべき目標事業量（以下「平成29年度目標事業量」という）として設定しました。

その上で、後期計画期間（平成22～26年度）の目標事業量については、当該平成29年度目標事業量の達成を念頭に、現状のサービス基盤を踏まえて決めました。

1 家庭類型児童数の推計

アンケート調査結果から算出された各家庭類型の児童の割合をもとに、町の平成21年度（現在）の児童数と平成29年度（潜在）の児童数を推計すると、以下のとおりとなります。

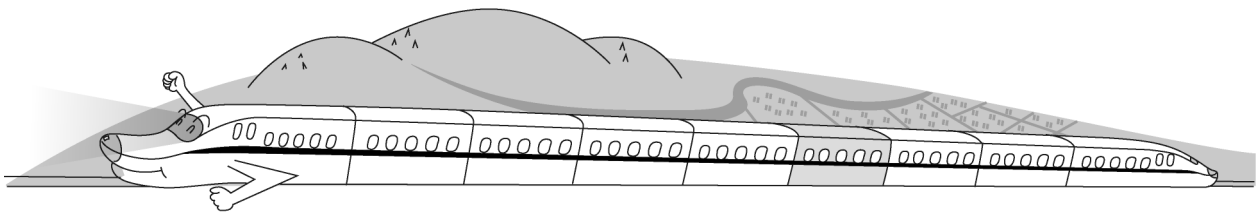
年齢別に現在と潜在の児童数の差異をみると、0～2歳では「フルタイム×パートタイム」が大きく減少する一方で、「フルタイム×フルタイム」が増加しています。3～5歳では、「フルタイム×パートタイム」が減少する一方で、「フルタイム×フルタイム」と「専業主婦（夫）」が増加しています。6～8歳では、「フルタイム×パートタイム」が減少する一方で、「フルタイム×フルタイム」が増加しています。

以上のことから、子どものいる家庭で「フルタイム×フルタイム」への就労意欲が強いため、延長保育サービス等の利用希望者数が増加することが予測されます。

表6.1 家庭類型別児童数推計

	0～2歳		3～5歳		6～8歳		計	
	現在	潜在	現在	潜在	現在	潜在	現在	潜在
タイプA (ひとり親家庭)	2 9.1	2 9.1	4 10.7	5 10.7	14 27.7	15 27.7	20 17.4	22 16.8
タイプB (フル×フル)	8 31.8	13 50.0	18 46.4	29 57.1	7 12.8	21 38.3	33 28.7	63 48.1
タイプC (フル×パート)	5 18.2	0 0.0	7 17.9	4 7.1	17 31.9	5 8.5	29 25.2	9 6.9
タイプD (専業主婦(夫))	9 36.4	9 36.4	8 21.4	13 25.0	14 27.7	14 25.5	31 27.0	36 27.5
タイプE (パート×パート)	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
タイプF (無業×無業)	1 4.5	1 4.5	1 3.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 1.7	1 0.8
タイプG (その他)	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
計	25 100.0	25 100.0	38 100.0	51 100.0	52 100.0	55 100.0	115 100.0	131 100.0

単位：上段/人、下段/%



2 定期的な保育等の目標事業量設定

各サービスの目標事業量は、家庭類型別の児童推計数および調査結果から算出された利用率等をもとに推計しました。

(1) 平日昼間の保育サービス

平日昼間の保育サービスとは、原則的に平日の7時～18時の間、乳児や幼児を預かり保護者の代わりに保育を実施するサービスです。

各年度における目標事業量は、以下のように設定しました。

表6.2.1 平日昼間の保育サービス（認可保育所）の目標事業量

認可保育所	平成21年度 (実施予定)	平成22年度	平成26年度	平成29年度		
				目標事業量	ニーズ量	サービス 利用意向率
0～2歳児	9	10	13	15	15	59.1
3～5歳児	25	26	30	33	33	64.8

単位：人、%

表6.2.2 平日昼間の保育サービス（保育5サービス）の目標事業量

保育5 サービス	うち、家庭的保育事業			平成29年度		
	平成21年度 (実施予定)	平成22年度	平成26年度	平成29年度	ニーズ量	サービス 利用意向率
0～2歳児	0	0	0	0	15	59.1
3～5歳児	0	0	0	0	33	64.8

単位：人、%

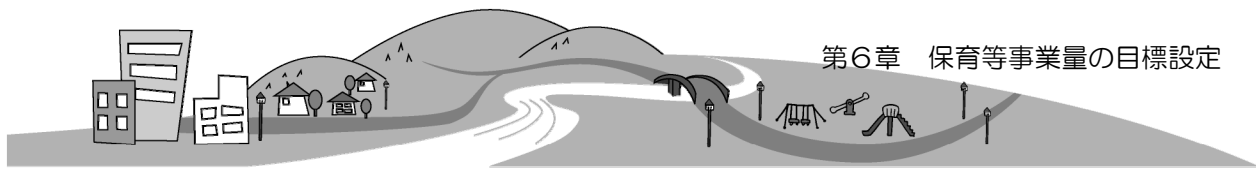
表6.2.3 平日昼間の保育サービス（保育6サービス）の目標事業量

保育6 サービス	うち、認可保育所＋家庭的保育事業＋預かり保育				平成29年度	
	平成21年度 (実施予定)	平成22年度	平成26年度	平成29年度	ニーズ量	サービス 利用意向率
3～5歳児	25	26	30	33	39	77.3

単位：人、%

(2) 夜間帯保育

夜間帯保育とは、平日の一般的な延長保育（18時～20時）、保護者が就労などにより帰宅が夜間になる場合の夜間保育（20～22時）、保護者が就労などにより帰宅が深夜・早朝になる場合の児童養護施設などにおいて一時的に預かる深夜・早朝保育（トワイライトステイ）（22時～5時）を実施するサービスです。



各年度における目標事業量は、以下のように設定しました。

表6.3 夜間帯保育の目標事業量

	平成21年度			平成26年度			平成29年度		
	人数	場所数	施設数	人数	場所数	施設数	人数	場所数	施設数
延長保育事業	2		1	2		1	2		1
夜間保育事業	0		0	0		0	0		0
トワイライトステイ事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0

単位：人、か所

(3) 休日保育

休日保育とは、日曜日、祝日などに保護者が就労する家庭の子どもの保育を実施するサービスです。

各年度における目標事業量は、以下のように設定しました。

表6.4 休日保育事業の目標事業量

	平成21年度		平成26年度		平成29年度	
	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数
休日保育事業	0	0	0	0	0	0

単位：人、か所

(4) 病児・病後児保育事業

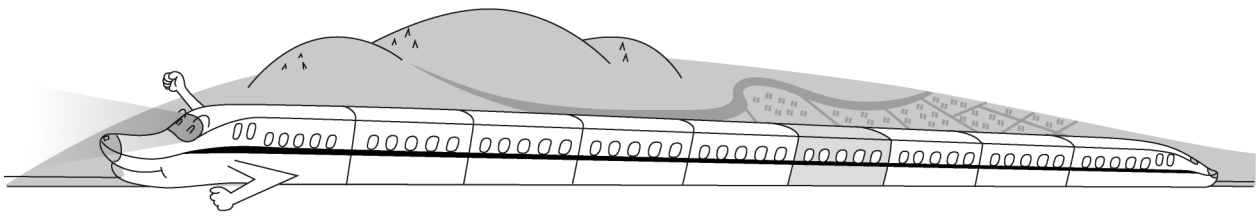
病児・病後児保育事業とは、保護者の労働などの理由により病気の児童、また病気回復期にある児童の家庭保育に支障がある場合、通常の保育サービスは利用できないために実施される病院や保育施設などで看護師等が一時的に預かる保育サービスです。

各年度における目標事業量は、以下のように設定しました。

表6.5 病児・病後児保育事業の目標事業量

	平成21年度		平成26年度			平成29年度	
	施設数		日数	施設数		日数	施設数
		うち、病後児対応型			うち、病後児対応型		
病児・病後児保育	0	0	0	0	0	0	0
体調不良時対応型	0	0	0	0	0	0	0

単位：日、か所



(5) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業とは、主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学校低学年の児童を中心に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

各年度における目標事業量は、以下のように設定しました。

表6.6 放課後児童健全育成事業の目標事業量

	平成21年度		平成22年度		平成26年度		平成29年度			
	人数	施設数	人数	施設数	人数	施設数	目標事業量		ニーズ量	サービス利用意向率
							人数	施設数		
放課後児童健全育成事業	0	0	2	1	10	1	16	1	16	30.2
放課後子ども教室						0				

単位：人、か所、%

(6) 一時預かり事業

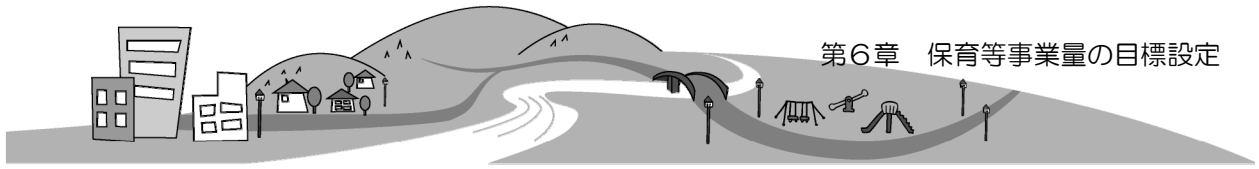
一時預かり事業とは、パートタイム就労や病気、出産、介護、冠婚葬祭などといった場合に一時的に児童を預かる事業です。

各年度における目標事業量は、以下のように設定しました。

表6.7 一時預かり事業の目標事業量

	平成21年度			日数	平成26年度			平成29年度	
	施設数(実施予定)				日数	施設数		日数	施設数
	うち、 保育所 型・地域 密着型	うち、 地域密 着型Ⅱ				うち、 保育所 型・地域 密着型	うち、 地域密 着型Ⅱ		
一時預かり事業	1	0	0	1,110	1	0	0	1,733	1

単位：日、か所



(7) ショートステイ事業

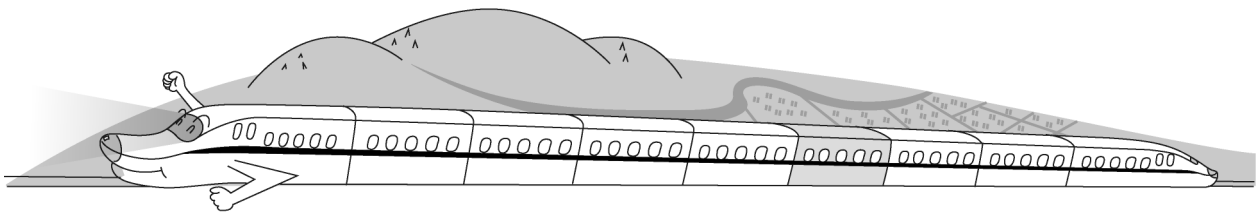
ショートステイ事業とは、保護者が病気になった場合などに児童養護施設などにおいて一時的に児童を短期間（7日間程度）預かる事業です。

各年度における目標事業量は、以下のように設定しました。

表6.8 ショートステイ事業の目標事業量

	平成21年度 (実施予定)		平成26年度		平成29年度
	場所数	施設数	場所数	施設数	場所数
ショートステイ 事業	0	0	0	0	0

単位：か所



3 地域における子育て支援事業の目標事業量設定

(1) 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業とは、現在地域での子育て支援の拠点となっている「つどいの広場」「地域子育て支援センター」に「児童館」を加え、それぞれの機能を活かしながら地域子育て支援拠点の拡充を図る目的で再編された事業です。

「ひろば型」ではつどいの広場を常設することで、地域の子育て支援機能の充実を図ります。「センター型」では地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般にわたり地域で専門的な支援を行う拠点として支援活動を行います。「児童館型」では民営の児童館内で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域での子育て支援を行います。

各年度における目標事業量は、以下のように設定しました。

表6.9 地域子育て支援拠点事業の目標事業量

	平成21年度	平成26年度			平成29年度	
	施設数 (実施予定)	施設数			施設数	
		うち、 ひろば型	うち、 センター型	うち、 児童館型		
地域子育て支援 拠点事業	1	1	1	0	0	1
類似の単独事業	0	0				

単位：か所

(2) ファミリーサポートセンター事業

ファミリーサポートセンター事業とは、育児の手助けができる人（提供会員）と、育児の手助けが必要な人（依頼会員）を会員登録し、依頼会員からの依頼に応じて、育児の手助け（援助活動）ができる提供会員を紹介し、保育所までの送迎、保育所閉所後の一時的な預かりなど、育児についての助け合いを行う事業です。

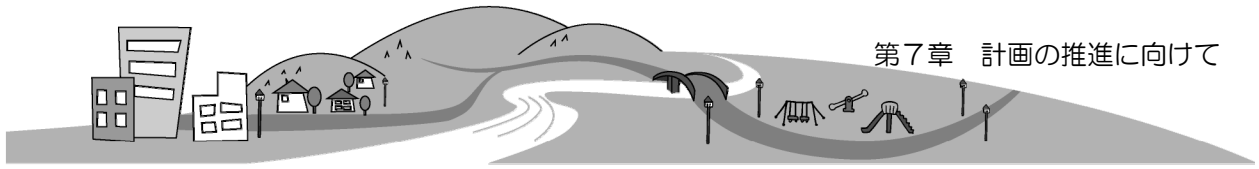
各年度における目標事業量は、以下のように設定しました。

表6.10 ファミリーサポートセンター事業の目標事業量

	平成21年度	平成26年度	平成29年度
ファミリーサポートセンター	0	0	0

単位：か所

第7章 計画の推進に向けて



第7章 計画の推進に向けて

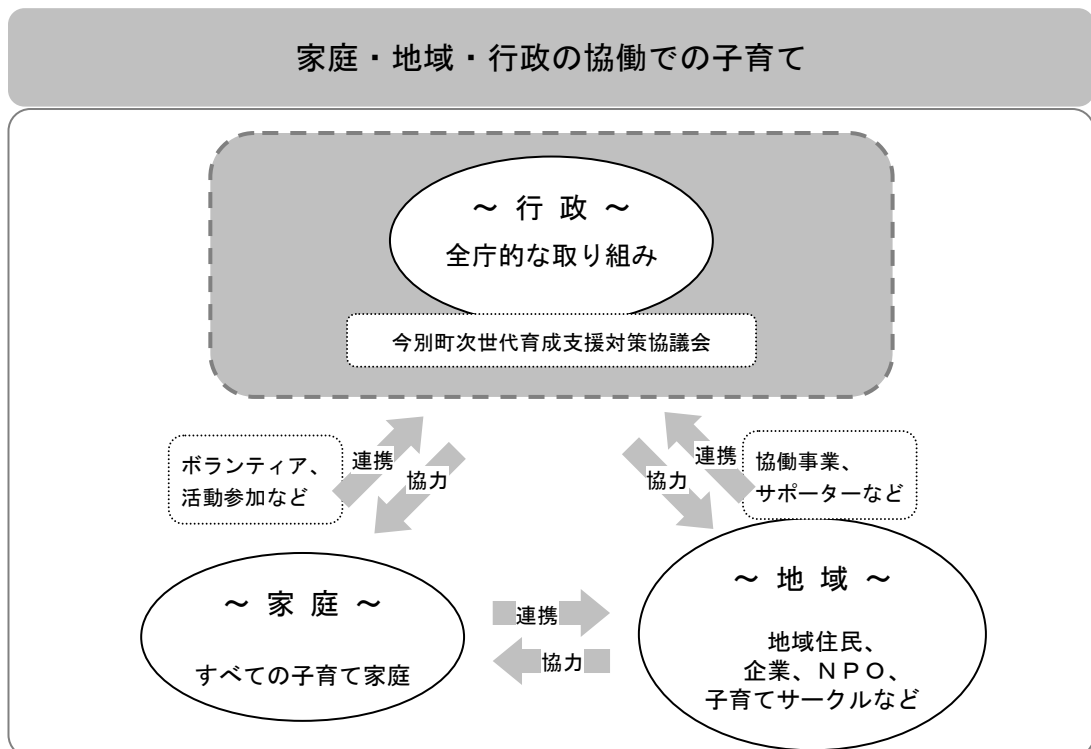
1 家庭・地域・行政との協働による推進

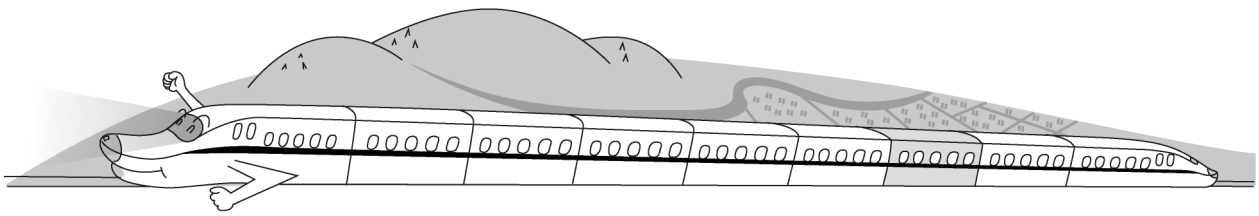
後期計画を推進するにあたっては、子ども自身とすべての子育て家庭に対する支援を目的とした施策を推進するため、家庭と地域、行政が協働しながら、計画的に進めていくことをめざします。

あらゆる家庭を対象とした子育て支援を総合的に行うために、福祉部署のみならず、教育、男女平等参画、住宅・まちづくり、環境等のさまざまな部署や地域コミュニティを形成している地域の住民組織、子育てサークル、企業との連携を図ります。さらには、児童相談所、警察等の関係機関との連携を強化するとともに、次世代育成支援対策協議会等と協議をすすめながら、市内のさまざまな部署との連絡や調整をこれまで以上に実施し、全庁的に取り組んでいきます。

次世代育成支援対策は子育て中の家庭ばかりではなく、さまざまな立場の住民が考え取り組む地域の課題です。そこで、計画事業の実施・推進のため、あらゆる場面で住民参加の機会を積極的に設け、住民が主体的に取り組めるよう、きめ細やかな次世代育成支援対策の地域ネットワークの構築を推進します。

また、家庭・地域・行政の協働による次世代育成支援対策の推進を図りつつ、多方面からの意見を広く募り、反映させながら計画の円滑な進行管理を行っていきます。





2 行動計画における子育て支援施策の周知方法

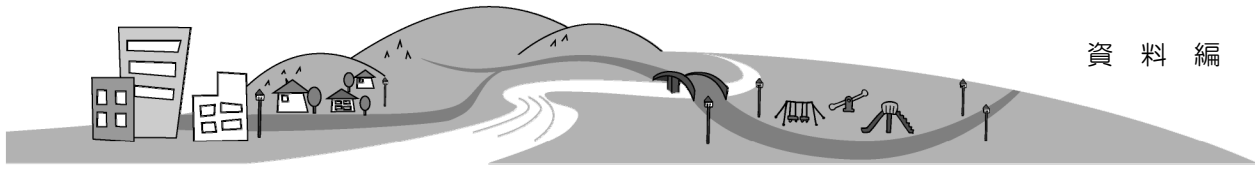
後期計画に記載した子育て支援施策については、広報紙、ホームページ等で住民に周知を図ります。

3 計画の進捗状況の把握

行動計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされます。そのためにも、計画の実施状況を各年度で把握・点検し、その後の子育て支援対策の実施等に反映させていくことが必要です。

そこでまず計画の実施状況を把握・点検するために全庁的な推進組織である「次世代育成支援行動計画策定調整会」と一般住民、有識者などから構成される「少子化対策を考える住民委員会」、住民の意見を反映させるための仕組みづくりとして、住民代表や学識者、関係機関からなる「今別町次世代育成支援対策協議会」を定期的を開催し、計画の実施状況の把握・点検を継続的に行っていきます。

資料編



資料編

1 「今別町次世代育成支援対策後期行動計画」の策定について（報告）

平成22年3月18日

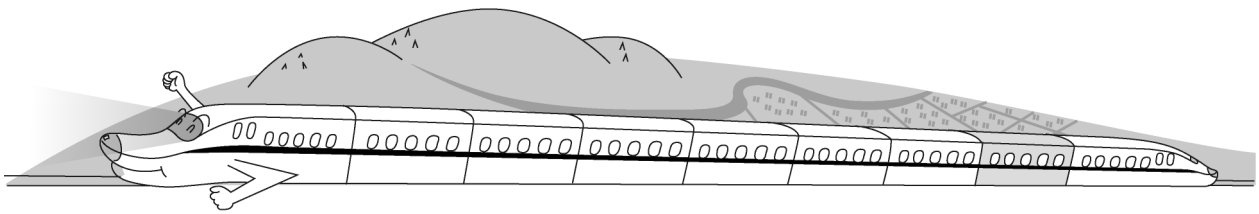
今別町長 小鹿 正義 殿

今別町次世代育成支援対策協議会
会長 山内 和子

「今別町次世代育成支援対策後期行動計画」の策定について（報告）

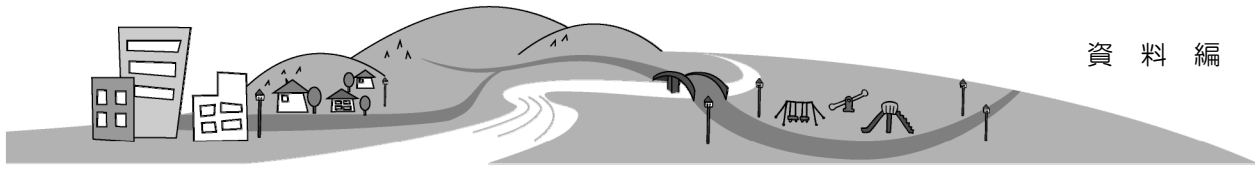
このことについて、別紙のとおり策定しましたので報告します。

今後の今別町次世代育成支援対策の推進にあたって、同計画を
尊重しながらの推進を望みます。



2 策定経過

項目	開催日	内容
アンケート調査	平成21年6月12日～19日	就学前児童保護者・小学校児童保護者を対象に実施
第1回次世代育成支援対策協議会	平成22年2月18日(木)	①委嘱状交付 ②会長、代行の選出 ③調査結果報告 ④中間結果報告
第2回次世代育成支援対策協議会	平成22年3月17日(水)	次世代育成支援対策後期行動計画素案の審議
報告	平成22年3月18日(木)	町長へ報告
公告	平成22年3月18日(木)	



3 今別町次世代育成支援対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 町長は、これからの21世紀を生きる子どもたちが、健やかに生まれ、豊かな環境の中で元気にのびのび育ち、今別町を愛し、いつまでも住み続けることができるよう、社会全体の力で子育て家庭を支援する「子育て支援社会」の実現を目指すための次世代育成支援対策行動計画策定に関し、町民各層の意見等を反映させるため、今別町次世代育成支援対策協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(審議)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 次世代育成支援対策行動計画策定に関する調査及び研究
- (2) 次世代育成支援対策行動計画策定に関する事項
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる23人の委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 町民関係団体等
- (3) 福祉関係団体等

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の中から互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 会長に、代行を置くことができる。この場合は、会長が指名する委員をもって代行とする。
- 5 代行は、会長不在の時、会長の会務を行う。

(会議)

第5条 会議は会長が召集し、会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(任期)

第6条 委員の任期は、今別町次世代育成支援対策行動計画を町長に報告するまでの間とする。

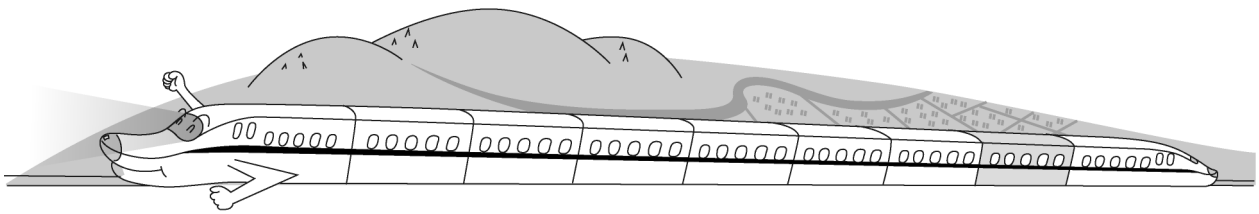
(庶務)

第7条 協議会の庶務は、今別町役場町民福祉課福祉担当において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附則 この訓令は、平成16年7月8日から施行する。
この訓令は、平成22年4月1日から施行する。



4 今別町次世代育成支援対策協議会委員名簿

(任期：平成22年2月1日～平成22年3月31日)

NO	氏名	所属	備考
1	川口 明徳	民生委員児童委員協議会長	
2	山内 和子	主任児童委員	会長
3	鈴木 淑子	主任児童委員	会長代行
4	神 寿徳	連合PTA会長	
5	上野 一子	今別地区人権擁護委員	
6	本郷 まつ子	保健協力員会長	
7	田中 廣志	今別駐在所長	
8	田中 幸子	今別小学校養護教諭	
9	余地 夏苗	今別中学校養護教諭	
10	大川 欣一	今別診療所医師	
11	田中 良光	今別保育園長	
12	工藤 清子	子育てサポーター	
13	阿部 交子	子育てサポーター	
14	澤田 田鶴子	読み聞かせ『こでまりの会』	
15	嶋中 久美子	学校支援ボランティア	
16	平山 里加子	放課後こども教室	
17	相内 勇	教育委員会教育課長	
	田中 裕文	町民福祉課長	事務局
	工藤 明美	町民福祉課福祉担当次長	
	綿谷 敏明	町民福祉課福祉担当主幹	
	三橋 あゆみ	保健師	
	大水 美保	保健師	
	若佐 友美	保健師	

今別町次世代育成支援対策後期行動計画

平成22～26年度

発 行 平成22年3月
企画・編集 青森県今別町
〒030-1502 青森県東津軽郡今別町大字今別字今別167番地
T E L (0174) 35-2001
U R L <http://www.imabetsu.net.pref.aomori.jp>

